

確定給付企業年金制度中途脱退者等移換等事務

事務処理要領

平成23年4月

企業年金連合会

目 次

本事務処理要領で使用する用語の略称

確定給付企業年金の中途脱退者移換申出事務	1
1.移換をする前に	1
2.中途脱退者事務の流れ	5
3.事務処理の概要(確定給付企業年金 連合会)	6
4.フロッピーディスクによる移換手続き	14
5.連合会における処理	19
6.脱退一時金相当額の移換	28
7.年金額と事務費について	29
積立金、年金給付等積立金の確定給付企業年金への移換申出事務	39
1.事務の流れ	40
2.事務処理の概要(連合会 確定給付企業年金)	42
3.連合会における処理	53
4.積立金、年金給付等積立金の移換	58
取消および訂正事務	65
1.事務の流れ	66
2.中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記載要領	67
3.連合会における処理	73
4.脱退一時金相当額の移換	82
5.脱退一時金相当額の調整	83
< 参考資料 >	
参考1 通算企業年金のご案内	87
参考2 企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について(年企発第0705001号)	102

本事務処理要領で使用する用語の略称

関係法令等	略称
確定給付企業年金法	法
確定給付企業年金法施行令	施行令
確定給付企業年金法施行規則	規則
企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について	ポータビリティ準則
企業年金連合会規約	連合会規約
厚生年金基金連合会規約	旧規約

帳票名	略称	様式番号
中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書 (確定給付企業年金)	移換通知書	様式第 10 号
中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書	受理書	様式第 11 号
中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書(付表)	受理書(付表)	様式第 11 号付表
中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書(確定給付企業年金)	移換申出書(確定給付企業年金申出)	様式第 12 号
中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書(本人申出)	移換申出書(本人申出)	様式第 12 号の 2
中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書(確定給付企業年金分)	移換申出書(確定給付企業年金分)	様式第 13 号
中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届	取消・訂正届	様式第 14 号
中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届(付表)	取消・訂正届(付表)	様式第 14 号付表
中途脱退者訂正処理結果報告書	訂正処理結果報告書	
住所訂正処理結果報告書	住所訂正結果報告書	
中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書	調整通知書	様式第 15 号
登録届兼変更届(確定給付企業年金)	登録届兼変更届	様式第 18 号

I 確定給付企業年金の中途脱退者移換申出事務

確定給付企業年金の加入者資格を喪失して脱退一時金相当額を受け取ることができる中途脱退者は、本人の選択により、脱退一時金相当額を企業年金連合会（以下「連合会」という。）に移換することにより、将来、連合会から終身にわたって年金（＝通算企業年金）として受け取ることができます。

1. 移換をする前に

確定給付企業年金の中途脱退者の脱退一時金相当額を連合会へ移換する場合は、必ず「登録届兼変更届（確定給付企業年金）」により連合会に登録をしてください。

また、登録後に登録内容の変更があった場合にはすみやかに「登録届兼変更届（確定給付企業年金）」を連合会に提出してください。

◆規約型確定給付企業年金（以下「規約型」という。）であって複数の実施事業所の事業主が共同で確定給付企業年金を実施する場合は、代表となる事業主が登録を行ってください。

(1) 登録届として「登録届兼変更届（確定給付企業年金）」を使用する場合の記入方法

① 規約番号・基金番号

- ・ 6桁の規約番号または基金番号を記入します。

② （会員番号）

- ・ 連合会の会員となっている確定給付企業年金実施事業所の事業主または企業年金基金（以下「企業年金基金等」という。）へ払い出している4桁の会員番号を記入します。なお、会員となっていない場合は記入不要です。

③ 事業主又は基金の名称

- ・ 企業年金基金等（規約型にあつては代表となる事業主）の名称を記入します。

④ 確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあつては代表となる事業主の名称）

- ・ 企業年金基金等（規約型にあつては代表となる事業主）の名称を記入します。

⑤ 担当部署名

- ・ 企業年金基金の場合は、「空欄」としてください。
- ・ 規約型の場合は、確定給付企業年金を担当している部・課名を記入します。

⑥ 所在地

- ・ 企業年金基金等（規約型にあつては代表となる事業主）の所在地を記入します。

⑦ 電話番号

- ・ 企業年金基金の場合は、企業年金基金の電話番号を記入します。
- ・ 規約型の場合は、確定給付企業年金を担当している部署の電話番号を記入します。

⑧ 総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称

- ・ 受託機関の名称を記入します。

⑨ 連合会から積立金等※の移換ができるか否か

- ・ 確定給付企業年金規約で連合会が管理している積立金等を移換できる定めがある場合は「移換できる」に「○」を付します。
- ・ 確定給付企業年金規約で連合会が管理している積立金等を移換できる定めがない場合は「移換できない」に「○」を付します。

⑩ 連合会から積立金等の移換ができる場合

- ・ ⑨で「移換できる」欄に「○」を付した場合に、移換できる積立金等について該当するものに「○」を付します。

⑪ 連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き

- ・ ⑨で「移換できる」欄に「○」を付した場合に、申出を行う者について該当するものに「○」を付します。

※ 本事務処理要領では、便宜上、確定給付企業年金から連合会へ移換された脱退一時金相当額および残余財産を「積立金」、厚生年金基金から連合会へ移換された脱退一時金相当額および残余財産を「年金給付等積立金」と分類し、それらを総称して「積立金等」と表記しております。

< 様式例：様式第 18 号 >

企業年金連合会

年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（確定給付企業年金）

規約番号・基金番号	4	5	6	7	8	9
(会員番号)	3	9	X	X		
事業主又は基金の名称	株式会社					

項目	内容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(フリガナ) マルサンカクシカクカブシキカイシャ ----- 株式会社	
担当部署名	総務部人事課	
所在地	〒105-00xx 東京都港区芝公園X-X-X	
電話番号	03-540x-xxxx	
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称	XXXXXXXXXX	
連合会から積立金等の移換ができるか否か	<input type="checkbox"/> 移換できる <input type="checkbox"/> 移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	<input type="checkbox"/> 全ての積立金等を移換する <input type="checkbox"/> 厚生年金基金由来の年金給付等積立金のみ移換する <input type="checkbox"/> 確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	<input type="checkbox"/> 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする <input type="checkbox"/> 中途脱退者が直接連合会に申出をする	

* 上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に 印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

平成 23年 4月 1日

確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称

株式会社

代表者又は理事長名

確給 一郎

担当者名	凸川 子
------	------

(参考) 連合会で管理している積立金等を確定給付企業年金へ移換するケース

	企業年金連合会		確定給付企業年金
	確定給付企業年金由来分	厚生年金基金由来分	
1	積立金	年金給付等積立金	厚生年金基金由来分、 確定給付企業年金由来分を全て
2	積立金	年金給付等積立金	確定給付企業年金由来分のみ
3	積立金	年金給付等積立金	厚生年金基金由来分のみ

1、2については、当該確定給付企業年金の中途脱退者である場合を条件とすることも可

「登録届兼変更届（確定給付企業年金）」は連合会ホームページ（<http://www.pfa.or.jp/nenkin/ijukan/ijukan03.html>）に様式を掲載していますので、そこからダウンロードして使用してください。

(2) 変更届として「登録届兼変更届（確定給付企業年金）」を使用する場合の記入方法

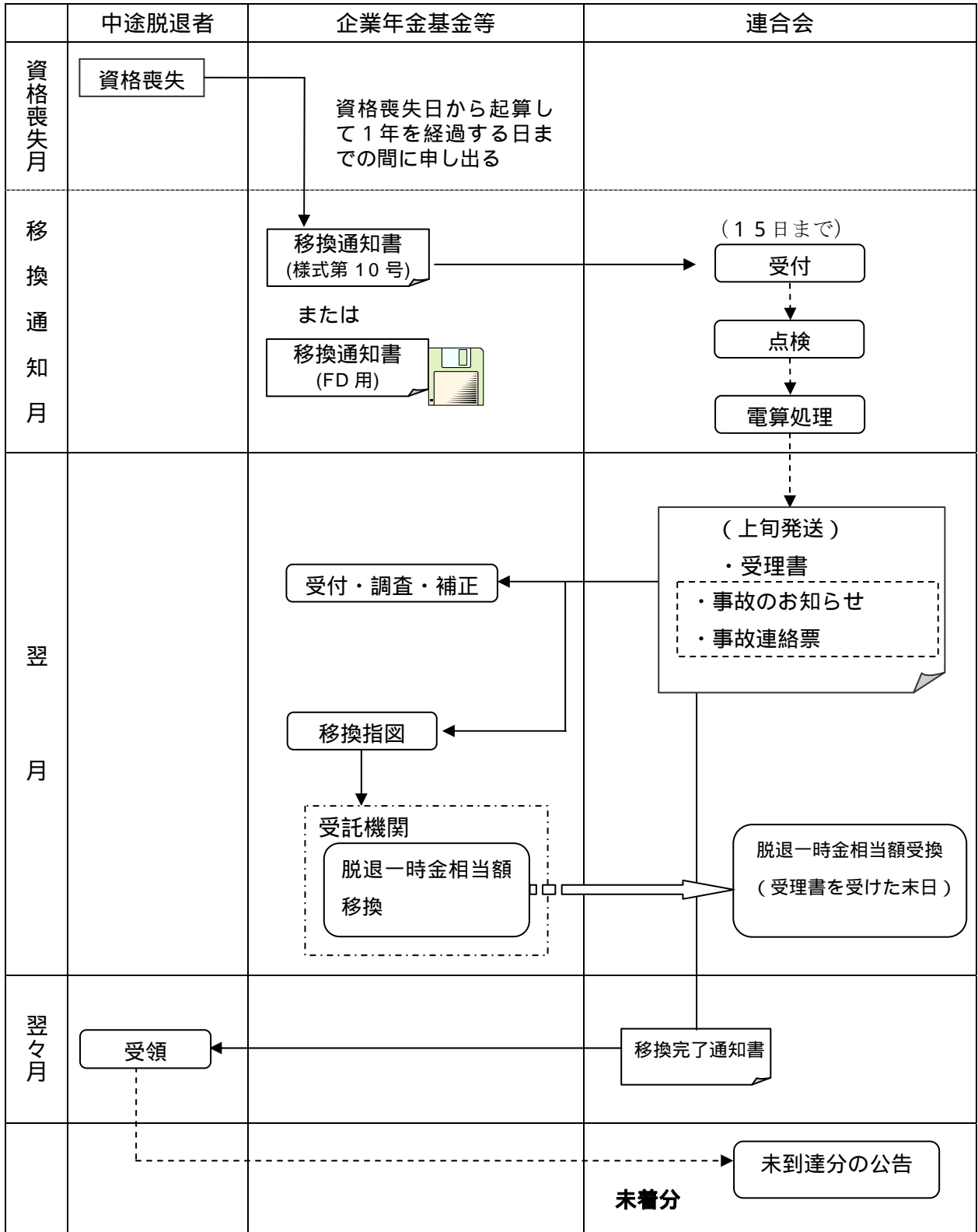
既にご登録いただいた内容に変更があった場合は、「登録届兼変更届（確定給付企業年金）」を提出してください。

「規約番号・基金番号」および「事業主又は基金の名称」欄は、変更がなくても必ずご記入ください。（連合会の会員であるときは「会員番号」についても記入してください。）

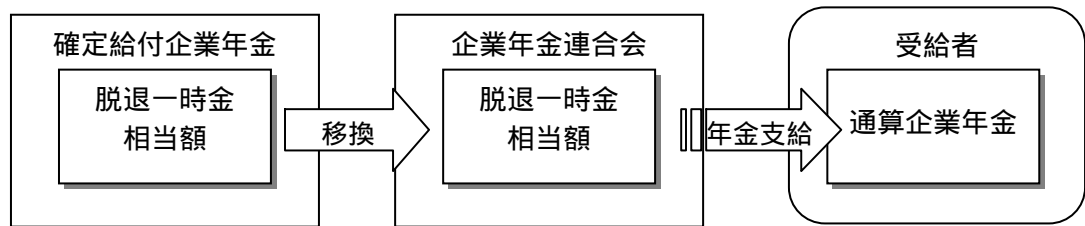
その際、変更のあった項目の内容を記入し、右の「変更箇所」欄に「○」を付してください。

2. 中途脱退者事務の流れ

脱退一時金相当額移換申出（確定給付企業年金 連合会）



3. 事務処理の概要（確定給付企業年金 連合会）



(1) 脱退一時金相当額移換の対象者

次のすべてを満たす方（中途脱退者）が対象となります。

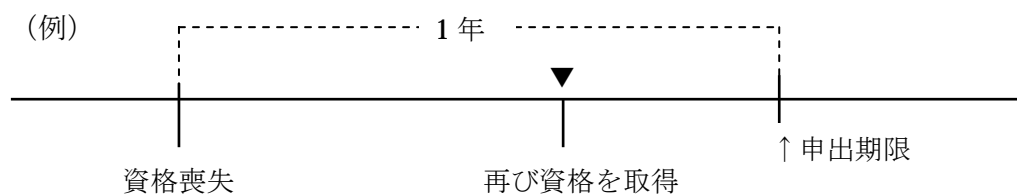
- ・ 確定給付企業年金の加入者資格を喪失した者
- ・ 資格喪失日において当該確定給付企業年金が支給する老齢給付金の受給権を有しない者
- ・ 加入者期間が20年未満の範囲で当該確定給付企業年金の規約に定めた期間に満たない者

(2) 連合会へ脱退一時金相当額を移換できない者

① 死亡喪失者等

死亡により資格を喪失した者または連合会に脱退一時金相当額の移換が終了しない間に死亡した者（ポータビリティ準則第5の2の（1））

② 脱退一時金相当額の移換が終了しない間に、再び加入者の資格を取得した者（ポータビリティ準則第5の2の（2））



(3) 脱退一時金に関するポータビリティの説明

中途脱退者の移換申出について、企業年金基金等は資格喪失者に対し、以下の事項を喪失時に説明する義務があります。（ポータビリティ準則第2の1の（1））

① 移換申出期限

(申出期限は、喪失日から起算して1年を経過する日までです。)

② 脱退一時金相当額およびその算定の基礎となった期間

③ 資格喪失者のその後の就労状況によって、次のとおり脱退一時金相当額の移換または脱退一時金の受給等の選択枝を有すること

ア. 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であって、

- ・ 再就職先の事業所が厚生年金基金または確定給付企業年金を実施しており、かつ再就職先の当該制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合
- ・ または、再就職先の事業所が企業型確定拠出年金を実施している場合

↓

(ア)就職先の事業所が実施する企業年金制度へ脱退一時金相当額を移換

(イ)連合会へ脱退一時金相当額を移換

(ウ)脱退一時金の受給

※ (ア) ~ (ウ)のいずれかを選択できること

イ. 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であって

- ・ 再就職先の事業所が厚生年金基金または確定給付企業年金を実施しており、かつ再就職先の当該制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがない場合

↓

(ア)連合会へ脱退一時金相当額を移換

(イ)脱退一時金の受給

※ (ア) と (イ)のいずれかを選択できること

ウ. 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であって

- ・ 再就職先の事業所が企業年金制度を実施していない場合
- ・ 資格を喪失してから1年以内に再就職しなかった場合
- ・ 国民年金の第1号被保険者になった場合

上記のいずれかの場合であって次の場合に応じ、

(ア)個人型確定拠出年金の加入者になった場合

↓

- (い) 連合会へ脱退一時金相当額を移換
- (ろ) 国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換
- (は) 脱退一時金の受給
- ※ (い) ～(は)のいずれかを選択できること

(イ)個人型確定拠出年金の加入者にならなかった場合



- (い)連合会へ脱退一時金相当額を移換
- (ろ)脱退一時金の受給
- ※ (い) ～ (ろ)のいずれかを選択できること

④ 連合会および国民年金基金連合会の制度概要、手数料および連絡先

⑤ 確定給付企業年金規約で次に掲げる事項を定めている場合はその旨
資格喪失者は資格を喪失した時に次のいずれかを選択すること

ア. 速やかに脱退一時金の受給を行うこと

イ. 速やかに連合会への脱退一時金相当額の移換を行うこと

ウ. 資格喪失日から1年を経過した時に連合会への脱退一時金相当額の移換または
脱退一時金の受給を行うこと

ウを選択した者が移換申出期限内に再就職先の事業所が実施する企業年金制度、
連合会もしくは国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額の移換または脱退一時金
の受給を希望する場合は、その希望を移換申出期限内に申出なければならないこと

⑥ 退職時の脱退一時金受給については退職所得扱いとなり退職所得控除が適用さ
れること

また、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付を受けるときに
非課税扱いとなっているが、確定給付企業年金から厚生年金基金または確定拠出
年金へ脱退一時金相当額を移換した場合は、給付を受けるときに課税されること
になること

連合会の制度概要等

④の連合会の制度概要等の説明については、連合会が企業年金基金等へ配布しておりますパンフレット「通算企業年金のおすすめ」をご活用ください。

より詳しい内容は、87ページの<参考1>でご案内しておりますのでご参照ください。

(4) 移換の意思確認

連合会への移換については、本人の選択となりますので、必ず移換の意思確認※（連合会に移換し年金化するか、脱退一時金として受け取るか）を行ってください。

※本人の意思確認ができない場合には、連合会に移換することができません。

(5) 脱退一時金相当額の通知期限

移換申出は原則として、中途脱退者が、確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までに、加入していた企業年金基金等に対して行います。これを受けて企業年金基金等は移換申出があった旨を連合会へ通知します。

連合会への通知は企業年金基金等の事務処理を考慮し、その「1年を経過する日」の翌日以後最初に到来する15日までに行うこととなっています。（**連合会規約第64条**）

連合会は、15日到着分までの申出を当月分として処理します。なお、15日が土日休日の場合はその翌日（翌営業日）を申出の締め切りとします。

<例1> 平成22年11月1日資格喪失

→ 平成23年10月31日（1年経過）

→ 資格を喪失した日から起算して1年を経過する日の翌日以後最初に到来する15日（平成23年11月15日）までに、連合会へ通知

<例2> 平成22年11月15日資格喪失

→ 平成23年11月14日（1年経過）

→ 資格を喪失した日から起算して1年を経過する日の翌日以後最初に到来する15日（平成23年11月15日）までに、連合会へ通知

<例3> 平成22年11月16日資格喪失

→ 平成23年11月15日（1年経過）

→ 資格を喪失した日から起算して1年を経過する日の翌日以後最初に到来する15日（平成23年12月15日）までに、連合会へ通知

One Point（通知期限について）

企業年金基金等から連合会へ脱退一時金相当額を移換する場合の通知期限は、「加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日の翌日以後最初に到来する15日まで」としています。

ただし、天災その他提出しなかったことについてやむを得ない理由があることにより、この期日までに提出することができないときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに提出するものとします。（連合会規約第64条第1項ただし書き）

(6) 移換通知

中途脱退者に係る脱退一時金相当額の連合会への移換の通知（以下「移換通知」という。）は、企業年金基金等が、「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）」－様式第10号－（以下「移換通知書」という。）により行います。

(7) 移換通知書の記載方法

◆「移換通知書」が2枚以上になる場合は、1枚目の「件数」欄に合計件数を記入します。

① 規約番号又は基金番号

- ・6桁の規約番号または基金番号を記入します。
- ・6桁に満たない場合は、上位に「0」を付します。（例：123 → 000123）

② 件数

- ・通知件数を記入します。

③ 基礎年金番号

- ・記号4桁、番号6桁の10桁で記入します。
- ・「0」を省略することのないようにご注意ください。

One Point（基礎年金番号の管理について）

企業年金基金等は、法令上、基礎年金番号を加入者原簿に記載しておく必要があります。また、連合会へ移換申出する際にも、基礎年金番号を記載する必要があります。

（規則第21条、第104条の3）

④ 氏名

- ・漢字またはカタカナで記入します。
- ・漢字での記入の場合は、上部にフリガナを付します。

		外国人	日本人
カナ氏名欄	20 文字以内	アルファベット	カナ
漢字氏名欄	10 文字以内	空欄	漢字

⇒ 氏名の **One Point** については、1 2 ページの「**One Point (氏名・住所登録について)**」を参照ください。

⑤ 性別

- ・「男 **01**」「女 **02**」と、該当する性別符号を○で囲みます。

⑥ 生年月日

- ・「昭 **5**」「平 **7**」と、該当する元号符号を○で囲み、年月日を和暦で記入します。

⑦ 資格喪失年月日

- ・規約に定める資格喪失年月日を和暦で記入します。

⑧ 脱退一時金相当額

- ・連合会へ移換する脱退一時金相当額を記入します。

⑨ 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

- ・規約に定める脱退一時金相当額を算定する基礎となった期間を月数で記入します。

One Point

加入者期間について、規約で定めている場合は「月」以外（年、週、日など）の単位とすることができますが、連合会では「脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間」は月単位で処理していることから、月数で記入してください。

また、脱退一時金相当額移換の対象者は、6 ページの 3. (1)にあるように、加入者期間が20年未満であることから、「脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間」の上限は、239月となります。(法第28条、第81条の2、施行令第49条の2)

⑩ 中途脱退者が負担した掛金がある場合は、本人拠出相当額

- ・本人が負担した掛金がある場合、その負担した掛金の合計額を記入します。

⑪ 住所

- ・住所を漢字またはカタカナで記入します。
- ・郵便番号を左端上部に記入し、都道府県名は省略します。

		海外居住者	国内居住者
住所欄	100 文字以内	アルファベット	カナ
	50 文字以内	空欄	漢字
	郵便番号（左端上部に記入）	999-9999	123-4567

One Point（氏名・住所登録について）

指定文字数

連合会の電子計算機処理上、指定の文字数を超える氏名・住所については、それぞれ調整（一部省略）を行った上で提出してください。

外字

氏名登録の際、漢字が外字コードとなっている者については注意が必要です。

- ・移換通知書の記載から、連合会で外字を検索し入力します。

漢字が連合会のマスタに取り込めない場合、フリガナのみでの登録となることがあります。

宛名優先項目

「移換完了通知書」送付時の宛名氏名の優先項目については、以下のようになります。

- ・カナ氏名欄・漢字氏名欄 共に登録
→漢字氏名欄の内容が宛名に表記されます。
- ・カナ氏名欄のみを登録
→カナ氏名欄の内容で宛名に表記されます。

< 様式例：様式第 10 号 >

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）

確定給付企業年金法第91条の2第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

平成 23年 6月 5日

事業主又は企業年金基金の住所及び名称
〒105-00××東京都港区芝公園×-××
企業年金基金

代表者又は理事長名
理事長 確給 一哉

企業年金連合会理事長殿

記

規約番号又は基金番号	4	5	6	7	8	9	件数				3	
基礎年金番号	(フリガナ) 氏 名						性別	生年月日	資格喪失年月日			
脱退一時金相当額	脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間						中途脱退者が負担した掛金がある場合は、本人拠出相当額					
住所												
2	2	2	2	1	2	3	4	5	×	キキン タロウ 基金 太郎		
2,000,000		円		180		ヶ月		50,000				円
〒 160-0023 新宿区西新宿×-×-×												
3	3	3	3	2	3	4	5	6	ネンキン サキコ 年金 咲子			
300,000		円		84		ヶ月		23,033				円
〒 105-0011 港区芝公園 - -												
4	4	4	4	3	4	5	6	7	レンゴウカイ シロウ 連合会 次郎			
500,000		円		60		ヶ月		20,000				円
〒 616-8385 京都市右京区嵯峨 - -												
		円				ヶ月						円
〒 -												
		円				ヶ月						円
〒 -												

4 . フロッピーディスクによる移換手続き

(1) 通知(提出)方法

フロッピーディスク用の「移換通知書」およびデータを収録したフロッピーディスクを連合会へ提出してください。(提出いただいたフロッピーディスクは、連合会が責任をもって処分し返却はいたしませんのでご了承ください。)

(2) フロッピーディスクの仕様

① フロッピーディスクのサイズ等

サ イ ズ	3.5		
面積・密度	2DD	2DD	2HD
容 量	640	720	1,440
トラック数	80	80	80

② ファイル名

「DBCHUDATU.csv」としてください。

③ フォーマット方式

MS-DOSフォーマットとしてください。

④ ファイル形式

CSV形式(データを項目ごとに、カンマ(,)で区切ったファイル形式)で作成してください。

例えば、EXCELにてデータを作成し、保存の際ファイル形式をCSVとし保存することでCSV形式のファイルが作成できます。

⑤ 文字コード

全角文字は、すべてSHIFT-JISコードで入力してください。(漢字の水準については、第2水準までとしてください。)

半角文字は、すべてJISコードで入力してください。

⑥ データ格納の方法(フロッピーディスク1枚にデータが収まらない場合)

フロッピーディスク1枚にデータが収まらない場合は、容量に見合うだけの件数を書込み、その後、同じ様式で2枚目以降のフロッピーディスクを作成してください。なお、データについては、圧縮しないでください。

⑦ レコードレイアウト (データ内容)

項番	項目	区分	桁数	内容
1	データ識別区分	半角	2	‘51’を固定で入力してください。
2	漢字判定区分	半角	1	‘3’を固定で入力してください。
3	移換通知年月日	半角	8	移換通知書を提出する年(4桁)月日を西暦で入力してください。 (例)平成19年6月5日=20070605
4	規約番号又は基金番号	半角	~6	規約番号または基金番号を6桁以内で入力してください。…上位0省略可 (例)○基XXXXXX ○規XXXXXX 下線部分の番号を入力してください。
5	基礎年金番号	半角	10	記号4桁、番号6桁の10桁で入力してください。
6	加入者氏名(カナ)	半角	~20	氏名は姓と名の間には必ず半角スペース1桁を入力してください。 外国人の場合はカナかアルファベットで入力してください。 海外居住者で項番17の住所がアルファベットの場合はアルファベットで入力してください。
7	氏名漢字有無区分	半角	1	項番8の加入者氏名(漢字)が有る場合は‘1’を、無い場合は‘2’を入力してください。
8	加入者氏名(漢字)	全角	~10	氏名は姓と名の間には必ず全角スペース1桁を入力してください。 原則として、外国人および海外居住者は空欄としてください。
9	性別	半角	1	男性=1、女性=2を入力してください。
10	生年月日	半角	8	生年月日を西暦で入力してください。
11	資格喪失年月日	半角	8	確定給付企業年金の加入者の資格喪失年月日を西暦で入力してください。
12	脱退一時金相当額	半角	~9	移換する脱退一時金相当額を入力してください。
13	脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間	半角	~3	移換する脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間(月数)を入力してください。
14	本人拠出相当額	半角	~9	中途脱退者本人が負担した掛金がある場合は本人拠出相当額を入力してください。 中途脱退者本人が負担した掛金がない場合は‘0’を入力してください。
15	住所状態区分	半角	1	項番17の住所の状態を入力してください。 住所の文字が半角の場合=1 住所の文字が全角の場合=2
16	郵便番号	半角	7	続けて7桁で入力してください。 海外居住者は‘9999999’と入力してください。
17	住所	半角 全角	~100 ~50	項番15の状態区分が‘1’の場合は半角100文字以内、‘2’の場合は全角50文字以内で入力してください。 海外居住者は国名も入力してください。 原則として、海外居住者はアルファベットで入力してください。

*金額、住所等、各項目内にカンマ(,)は入力しないでください。

*半角カナで入力する項目については、カナ小文字は使用できません。

(3) 確認テストの実施

フロッピーディスクによる移換手続きを開始する場合は、事前に、作成したデータが連合会で指定する仕様に適合しているか確認テストを実施する必要があります。

確認テストを実施する場合は、「フロッピーディスクによる脱退一時金相当額の移換に係る確認テスト依頼について」およびテストデータ（数件程度）を収録したフロッピーディスクを連合会に提出してください。

< 様式例：様式第 10 号 (F D 用) >

様式第 10 号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）

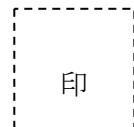
確定給付企業年金法第 91 条の 2 第 1 項の規定により、中途脱退者から
脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出（ 件）を
受けましたのでフロッピーディスクを添えて通知します。

平成 年 月 日

規約番号又は基金番号

事業主又は企業年金基金の住所及び名称

代表者又は理事長名



企業年金連合会理事長 殿

< 様式例 >

平成 年 月 日

企業年金連合会
年金サービスセンター
年金記録課年金記録係 御中

規約番号又は基金番号

事業主又は企業年金基金の名称

**フロッピーディスクによる脱退一時金相当額の移換に係る
確認テスト依頼について**

中途脱退者に係る脱退一時金相当額を企業年金連合会へ移換する際に連合会に提出する媒体を紙媒体からフロッピーディスク（磁気媒体）へ変更することに伴い、フロッピーディスクの仕様が適合しているか確認するため、テストデータを収録したフロッピーディスクを添えて提出します。

フロッピーディスクによる 通知の開始時期	平成 年 月通知分より開始
テストデータの件数	件

5 . 連合会における処理

連合会は、毎月15日までに受付した「移換通知書」について当月に処理を行います。
(連合会における事務処理の関係上、提出はなるべく5日までをお願いします。)

(1) 受付および点検

「移換通知書」を受付し、当月申出件数および記載内容の点検を行います。

One Point (締切りについて)

連合会への届書等の締切りは毎月15日としていることから、15日を過ぎて受付した「移換通知書」は、翌月処理となりますので、ご注意ください。

(2) 電子計算機処理

電子計算機により、次の各処理を行います。

- ア. 申出書類入力データのチェック (記入もれ・記入ミスを含む)
- イ. 既に管理している記録がある場合はマスタデータと入力データとのチェック

「移換通知書」について、処理の段階で正常に処理できなかった場合は事故となり、「事故のお知らせ」および「事故連絡票」により企業年金基金等へ返戻します。

事故の連絡を受けた企業年金基金等は、内容の調査・補正をして、あらためて「移換通知書」を提出してください。

中途脱退者が既に連合会の受給者であるときは、一旦、事故扱いとし、処理コードをたてて移換処理をすすめるために翌月の処理になる場合があります。

その際は、「翌月処理のお知らせ」により企業年金基金等へ連絡します。

「翌月処理のお知らせ」分については、連合会での当月処理が保留であることをお知らせしているもので、あらためて「移換通知書」を提出する必要はありません。

One Point

同月処理内（＝前月 16 日～当月 15 日受付分）に同一人に対する重複した「移換通知書」が提出された場合は、最初に入力されたデータが正常に処理されると、後から提出されたデータは事故となります。

しかし、既に連合会で移換の処理をされた者に対して、その処理月の翌月以降に「移換通知書」が重複して提出された場合には、後から提出されたデータが事故とはならず重複して処理されますので、ご注意ください。

(3) 「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書」の送付

「移換通知書」が正常に処理されると、連合会で処理を行った月の翌月上旬に「中途脱退者脱退一時金移換通知受理書」－様式第 11 号－および「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書」－様式第 11 号付表－（以下「受理書」、「受理書（付表）」という。）が企業年金基金等あてに送付されます。

One Point

「受理書」をはじめ、連合会が企業年金基金等あてに送付する書類の送付先は、登録届兼変更届に記入された所在地の住所となります。

< 様式例：様式第 11 号 >

様式第 11 号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書

105-00××
東京都港区芝公園×-×-×
○△◇企業年金基金
<456789>
確定給付企業年金事業主 殿
企業年金基金理事長 殿

確定給付企業年金法第91条の2第1項の規定により、脱退一時金相当額の移換の申出のあった中途脱退者に係る移換通知書を受理しましたので、下記の脱退一時金相当額を本月末日までに企業年金連合会に移換してください。

記

規約番号又は基金番号		456789号	平成23年 6月通知分	
項目 性別	件数	移換時年金額(円)	脱退一時金相当額(円) (うち、事務費)(円)	
男子	2	281,665	2,500,000 (54,680)	
女子	1	29,416	300,000 (11,543)	
合計	3	311,081	2,800,000 (66,223)	

平成23年 7月 1日

企業年金連合会

理事長 ○○ ○○ 印

<様式例：様式第11号付表>

様式第11号付表

中途脱退者脱退一時金

規約番号又は基金番号		456789号				
基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	喪失年月日	算定基礎 期間	本人拠出相当額
2222-12345×	キケン 基金 太郎	男	昭和50.05.05	平成23.03.31	180 月	50,000 円
3333-23456△	ネキン 年金 咲子	女	昭和54.07.07	平成23.03.31	84	0
4444-34567◎	レングカイ 联合会 次郎	男	昭和56.10.10	平成23.03.10	60	20,000

(4) 「移換完了通知書」の送付

連合会では企業年金基金等の総幹事受託機関より脱退一時金相当額の移換を受けると、将来、連合会から通算企業年金を中途脱退者へ支給することになりますので、移換が行われた月の翌月上旬に中途脱退者に対して「移換完了通知書」を送付します。

(5) 「移換完了通知書」の未到達者について

「移換完了通知書」が未到達で連合会に返送された場合は、連合会の掲示板およびホームページ (<http://www.pfa.or.jp/nenkin/hikitsugi/todoiteinai/index.html>) へ公告します。

また、企業年金基金等あてに「通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表」を2部送付しますので、該当者の住所が判明したときは、太枠の新住所欄に記入のうえ、1部を連合会に返送してください。

なお、氏名変更が判明したときは、「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届」一様式第14号—および「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）」一様式第14号付表—を併せて提出してください。

※個人情報掲載欄のみ掲載

移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

あなた様が加入していた確定給付企業年金から、脱退一時金相当額を、平成23年7月31日付で企業年金連合会がお受けしましたので、通算企業年金を支給開始年齢から終身にわたり支給することをお知らせします。

企業年金連合会

1. 氏名	
	キソ 太郎 基金 太郎
2. 基礎年金番号	2 2 2 2 - 1 2 3 4 5 X
3. 脱退一時金相当額を連合会に移換した確定給付企業年金の名称（代表事業所名称又は企業年金基金名）	○△◇企業年金基金 (456789)
4. 移換された脱退一時金相当額	2, 0 0 0, 0 0 0 円
5. 将来支払われる通算企業年金額（年間の支払見込額）	2 1 9, 5 4 4 円
6. 支給開始年齢	6 5 歳
7. 保証期間	8 0 歳 0 ヲ月まで

・この移換完了通知書に「年金の請求と各種届出等について」というリーフレットを同封して封書にてお送りいたします。

6 . 脱退一時金相当額の移換

企業年金基金等は、連合会からの「受理書」・「受理書（付表）」を受けた後に、中途脱退者の申出に係る脱退一時金相当額を連合会に移換することになります。

(1) 移換指図

企業年金基金等は「受理書」・「受理書（付表）」の内容を確認のうえ、「受理書」に記載してある移換期限日までに脱退一時金相当額を連合会へ移換するよう総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）に「中途脱退者脱退一時金指図書（各受託機関で指定したもの）」より指図します。

「移換指図書」には「受理書」・「受理書（付表）」を1部添付します。（総幹事受託機関によって添付する必要がない場合もあります。）

(2) 移換期限

脱退一時金相当額の移換は「受理書」を受けた日の属する月の末日（12月については30日を末日とします。）までに行います。末日が土日休日のときはその前日（前営業日）を移換期限とします。

7. 年金額と事務費について

連合会では移換された脱退一時金相当額をもとに通算企業年金の額を算定します。また、移換された脱退一時金相当額から年金給付を行うために必要な事務関連経費を事務費として控除します。(連合会規約第 48 条・49 条・50 条・51 条・59 条・60 条・61 条)

(1) 通算企業年金額

脱退一時金相当額の移換を行った中途脱退者に連合会が将来支給することとなる通算企業年金額は、以下のように求めます。

- ア. 脱退一時金相当額より連合会規約別表第 10 で定めた額を控除し、その額を連合会規約別表第 2 で定める率で除する。
- イ. 脱退一時金相当額より連合会規約別表第 10 で定めた額を控除し、さらにその額から連合会規約別表第 11 で定めた額を控除後、その額を連合会規約別表第 3 で定める率で除する。
- ウ. ア、イのうちのいずれか大きい額を通算企業年金額とする。

ア.

$$\text{脱退一時金相当額} - 1,100 \text{ 円 (連合会規約別表第 10)} = A$$

$$A \div \text{通算企業年金現価率 (1) (連合会規約別表第 2)} = C$$

- ・連合会規約別表第 10 「定額事務費の額」・・・1,100 円
- ・連合会規約別表第 2 「通算企業年金現価率 (1)」
脱退一時金相当額を移換する月の末日における年齢
および加入者の資格を喪失した日 (以下 (中脱時算定日) という。)
また、支給開始年齢別に応じた率を用いる
- ・端数処理・・・1 円未満の端数は 1 円に切上げ

イ.

$$A - 35,000 \text{ 円 (連合会規約別表第 11)} = B$$

$$B \div \text{通算企業年金現価率 (2) (連合会規約別表第 3)} = D$$

- ・連合会規約別表第 11 「定率事務費の上限額」・・・35,000 円
- ・連合会規約別表第 3 「通算企業年金現価率 (2)」
脱退一時金相当額を移換する月の末日における年齢および中脱時算定日、
また、支給開始年齢別に応じた率を用いる
- ・端数処理・・・1 円未満の端数は 1 円に切上げ

ウ． CとDを比較する。

上記C、Dのうちいずれか大きい額を通算企業年金額とします。

また、既に連合会が通算企業年金、経過的基本加算年金もしくは経過の代行加算年金の給付の支給に関する義務を負っている者について、さらに、今回の脱退一時金相当額の移換がある場合の通算企業年金額の計算においては、連合会規約別表第2とあるものは別表第4と読み替えて計算します。

【脱退一時金相当額の移換時において、既に連合会が通算企業年金の支給義務を負っていた場合】

ア．

$$\text{脱退一時金相当額} - 1,100 \text{ 円 (連合会規約別表第 10)} = A$$

$$A \div \text{通算企業年金現価率 (3) (連合会規約別表第 4)} = C$$

↑
上記の場合、別表第2を別表第4と読み替える

- ・連合会規約別表第10 「定額事務費の額」・・・1,100円
- ・連合会規約別表第4 「通算企業年金現価率(3)」
脱退一時金相当額を移換する月の末日における年齢および中脱時算定日
また、支給開始年齢別に応じた率を用いる
- ・端数処理・・・1円未満の端数は1円に切上げ

イ．

$$A - 35,000 \text{ 円 (連合会規約別表第 11)} = B$$

$$B \div \text{通算企業年金現価率 (2) (連合会規約別表第 3)} = D$$

- ・連合会規約別表第11 「定率事務費の上限額」・・・35,000円
- ・連合会規約別表第3 「通算企業年金現価率(2)」
脱退一時金相当額を移換する月の末日における年齢および中脱時算定日、
また、支給開始年齢別に応じた率を用いる
- ・端数処理・・・1円未満の端数は1円に切上げ

ウ． CとDを比較する。

上記C、Dのうちいずれか大きい額を通算企業年金額とします。

(2) 脱退一時金相当額等に係る事務費

連合会へ移換を行った脱退一時金相当額から控除する事務費については、以下のアとイの額を合算して求めます。

ア. 定額事務費（連合会規約別表第 10 に掲げる額）

イ. 定率事務費

脱退一時金相当額から定額事務費を控除して得た額（以下「定額事務費控除後の移換額」という。）から、さらに、脱退一時金相当額から定額事務費を控除した額を連合会規約別表第 2 に定める率で除した額に連合会規約別表第 3 に定める率を乗じて得た額（場合により別表第 4）を控除して得た額

ただし、その額が移換等を受けた日に応じて連合会規約別表第 11 に掲げる額を超える場合は、当該別表第 11 に掲げる額

ア.

1,100 円（移換等を受けた日に応じて連合会規約別表第 10 に掲げる額） = E

イ.

（脱退一時金相当額 - 1,100 円（連合会規約別表第 10）） -
{ C × 通算企業年金現価率（2）（連合会規約別表第 3） } = F（ 1）

上記 C を求める計算は以下のとおりです。

脱退一時金相当額 - 1,100 円（連合会規約別表第 10） = A

A ÷ 通算企業年金現価率（1）（連合会規約別表第 2） = C

または、

【脱退一時金相当額の移換時において、既に連合会が通算企業年金の支給義務を負っていた場合（ 2）】

脱退一時金相当額 - 1,100 円（連合会規約別表第 10） = A

A ÷ 通算企業年金現価率（3）（連合会規約別表第 4） = C

↑
上記の場合、別表第 2 を別表第 4 と読み替える

となります。

ウ． E + F = 脱退一時金相当額に係る事務費の額

(1 円未満端数切捨て)

- (1) …… F が連合会規約別表第 11 に掲げる額 (35,000 円) を超える場合は、当該別表第 11 に掲げる額とします。
- (2) …… 連合会で既に他の通算企業年金がある状態で、さらに脱退一時金相当額の移換がされる場合の事務費は、支払等に要する事務費相当分を再度控除しない水準に抑えてあります。

事例 1

(生年月日) 昭和 56 年 10 月 10 日

(性別) 男性 (支給開始年齢) 65 歳

(脱退一時金相当額) 500,000 円

(資格喪失日) 平成 23 年 3 月 31 日

(申出年月) 平成 23 年 6 月 (移換年月) 平成 23 年 7 月

(連合会規約別表第 10 に定める額) 1,100 円

(連合会規約別表第 11 に定める額) 35,000 円

上記の条件において、連合会ではじめて通算企業年金の計算をする者とします。

【求め方の手順】

1. 以下ア、イの計算式によりそれぞれ計算した結果、いずれか大きい方の金額が通算企業年金額となります。

ア. 脱退一時金相当額 - 1,100 円 (連合会規約別表第 10) = A

A ÷ 通算企業年金現価率 (1) (連合会規約別表第 2) = C

イ. A - 35,000 円 (連合会規約別表第 11) = B

B ÷ 通算企業年金現価率 (2) (連合会規約別表第 3) = D

2. 事務費を求める場合は、1で計算した結果に基づき、事務費の計算をします。

ウ. 移換等を受けた日に応じて連合会規約別表第 10 に掲げる額(1,100 円) = E

エ. (脱退一時金相当額 - 連合会規約別表第 10) -

{ C × 通算企業年金現価率 (2) (連合会規約別表第 3) } = F

※ F の額が移換等を受けた日に応じて連合会規約別表第 11 に掲げる額を超える場合は、当該別表第 11 に掲げる額

オ. E + F = 脱退一時金相当額に係る事務費の額 (1 円未満端数切捨て)

1. 上に挙げたア、イの計算式でそれぞれ計算し、いずれか大きい方の金額が通算企業年金額となります。

(1) 移換時の本人年齢を求めます。

平成 23 年 7 月末日における当該者の年齢を月単位まで求めます。

$$\begin{array}{r} \text{平成 23 年 7 月} \\ - \text{昭和 56 年 10 月} \\ \hline \text{29 歳 9 月} \end{array}$$

*1 日生まれについては+1 ヶ月になります。

(2) 通算企業年金現価率 (1) (連合会規約別表第 2) より現価率を求めます。

→ 支給開始年齢 65 歳、中脱時算定日が平成 17 年 10 月 1 日以降

→ 29 歳・・・ 7.9008 30 歳・・・ 8.0747

$7.9008 + (8.0747 - 7.9008) \times 9/12 = 8.0312$ (小数点以下第 5 位四捨五入)

One Point (現価率の計算式)

年齢に 1 歳未満の端数月がある場合の現価率は次式のとおり。

A 歳 B 月 の現価率 = A 歳の現価率 + { (A + 1) 歳の現価率 - A 歳の現価率 } × B / 12
(小数点以下第 5 位四捨五入)

(3) アの計算式から、金額を求めます。

脱退一時金相当額 - 1,100 円 (連合会規約別表第 10) = A

A ÷ 通算企業年金現価率 (1) (連合会規約別表第 2) = C

① 500,000 円 - 1,100 円 = 498,900 円

② 498,900 円 ÷ 8.0312 = 62,121 円 (1 円未満 1 円切上げ) …… (i)

(4) 通算企業年金現価率 (2) (連合会規約別表第 3) より現価率を求めます。

→ 支給開始年齢 65 歳、中脱時算定日が平成 17 年 10 月 1 日以降

→ 29 歳・・・ 7.6205 30 歳・・・ 7.7927

$7.6205 + (7.7927 - 7.6205) \times 9/12 = 7.7497$ (小数点以下第 5 位四捨五入)

(5) イの計算式において、金額を求めます。

A - 35,000 円 (連合会規約別表第 11) = B

B ÷ 通算企業年金現価率 (2) (連合会規約別表第 3) = D

① 498,900 円 - 35,000 円 = 463,900 円

② 463,900 円 ÷ 7.7497 = 59,861 円 (1 円未満 1 円切上げ) …… (ii)

(6) (3)、(5) で算出した額のうち大きい額を通算企業年金額とします。

(i)・・・ 62,121 円、 (ii)・・・ 59,861 円より、62,121 円

2. 事務費を求める場合は、1で計算した結果に基づき、事務費の計算をします。

$$\begin{aligned} \text{ウ. 移換等を受けた日に応じて連合会規約別表第 10 に掲げる額(1,100 円)} &= \text{E} \\ \text{エ. (脱退一時金相当額 - 連合会規約別表第 10) -} \\ &\quad \{ \text{C} \times \text{通算企業年金現価率(2)} (\text{連合会規約別表第 3}) \} = \text{F} \\ \text{オ. E} + \text{F} &= \text{脱退一時金相当額に係る事務費の額 (1 円未満端数切捨て)} \end{aligned}$$

上記Cを求める計算は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{脱退一時金相当額} - 1,100 \text{ 円 (連合会規約別表第 10)} &= \text{A} \\ \text{A} \div \text{通算企業年金現価率(1)} (\text{連合会規約別表第 2}) &= \text{C} \end{aligned}$$

(1) 移換等を受けた日に応じて連合会規約別表第 10 に掲げる額 = E
→ 別表第 10 より・・・ 1,100 円 (E)

(2) エの計算式において、金額を求めます。

$$\begin{aligned} (\text{脱退一時金相当額} - \text{連合会規約別表第 10}) - \\ \{ \text{C} \times \text{通算企業年金現価率(2)} (\text{連合会規約別表第 3}) \} = \text{F} \end{aligned}$$

→ C = 62,121 円

→ 通算企業年金現価率(2) = 7.7497

$$\begin{aligned} (500,000 \text{ 円} - 1,100 \text{ 円}) - \{ 62,121 \text{ 円} \times 7.7497 \} \\ = 498,900 \text{ 円} - 481,419.1137 \\ = 17,480.8863 = \underline{17,480} \text{ (1 円未満切捨て)} \cdots (\text{F}) \end{aligned}$$

(3) E + F = 脱退一時金相当額に係る事務費の額

$$\begin{aligned} (\text{E}) 1,100 \text{ 円} + (\text{F}) 17,480 \text{ 円} &= \underline{18,580 \text{ 円}} \\ &\quad \text{(事務費)} \end{aligned}$$

事例 2

(生年月日) 昭和 50 年 5 月 5 日

(性別) 男性 (支給開始年齢) 65 歳

(脱退一時金相当額) 2,000,000 円

(資格喪失日) 平成 23 年 3 月 31 日

(申出年月) 平成 23 年 6 月 (移換年月) 平成 23 年 7 月

(連合会規約別表第 10 に定める額) 1,100 円

(連合会規約別表第 11 に定める額) 35,000 円

上記の条件において、連合会ではじめて通算企業年金の計算をする者としてします。

【求め方の手順】

1. 以下ア、イの計算式によりそれぞれ計算した結果、いずれか大きい方の金額が通算企業年金額となります。

ア. 脱退一時金相当額 - 1,100 円 (連合会規約別表第 10) = A

A ÷ 通算企業年金現価率 (1) (連合会規約別表第 2) = C

イ. A - 35,000 円 (連合会規約別表第 11) = B

B ÷ 通算企業年金現価率 (2) (連合会規約別表第 3) = D

2. 事務費を求める場合は、1で計算した結果に基づき、事務費の計算をします。

ウ. 移換等を受けた日に応じて連合会規約別表第 10 に掲げる額 (1,100 円) = E

エ. (脱退一時金相当額 - 連合会規約別表第 10) -

{ C × 通算企業年金現価率 (2) (連合会規約別表第 3) } = F

※ F の額が移換等を受けた日に応じて連合会規約別表第 11 に掲げる額を超える場合は、当該別表第 11 に掲げる額

オ. E + F = 脱退一時金相当額に係る事務費の額 (1 円未満端数切捨て)

1. 上に挙げたア、イの計算式でそれぞれ計算し、いずれか大きい方の金額が通算企業年金額となります。

(1) 移換時の本人年齢を求めます。

平成 23 年 7 月末日における当該者の年齢を月単位まで求めます。

平成 23 年 7 月

－ 昭和 50 年 5 月

36 歳 2 月

*1 日生まれについては+1 ヶ月になります。

(2) 通算企業年金現価率 (1) (連合会規約別表第 2) より現価率を求めます。

→ 支給開始年齢 65 歳、中脱時算定日が平成 17 年 10 月 1 日以降

→ 36 歳・・・ 9.2043 37 歳・・・ 9.4079

$$9.2043 + (9.4079 - 9.2043) \times 2/12 = 9.2382 \text{ (小数点以下第 5 位四捨五入)}$$

One Point (現価率の計算式)

年齢に 1 歳未満の端数月がある場合の現価率は次式のとおり。

$$\text{A 歳 B 月の現価率} = \text{A 歳の現価率} + \{ (\text{A} + 1) \text{ 歳の現価率} - \text{A 歳の現価率} \} \times \text{B} / 12$$

(小数点以下第 5 位を四捨五入する)

(3) アの計算式から、金額を求めます。

$$\text{脱退一時金相当額} - 1,100 \text{ 円 (連合会規約別表第 10)} = \text{A}$$

$$\text{A} \div \text{通算企業年金現価率 (1) (連合会規約別表第 2)} = \text{C}$$

① $2,000,000 \text{ 円} - 1,100 \text{ 円} = 1,998,900 \text{ 円}$

② $1,998,900 \text{ 円} \div 9.2382 = \underline{216,374 \text{ 円}}$ (1 円未満 1 円切上げ) …… (i)

(4) 通算企業年金現価率 (2) (連合会規約別表第 3) より現価率を求めます。

→ 支給開始年齢 65 歳、中脱時算定日が平成 17 年 10 月 1 日以降

→ 36 歳・・・ 8.9118 37 歳・・・ 9.1136

$$8.9118 + (9.1136 - 8.9118) \times 2/12 = 8.9454 \text{ (小数点以下第 5 位四捨五入)}$$

(5) イの計算式において、金額を求めます。

$$\text{A} - 35,000 \text{ 円 (連合会規約別表第 11)} = \text{B}$$

$$\text{B} \div \text{通算企業年金現価率 (2) (連合会規約別表第 3)} = \text{D}$$

① $1,998,900 \text{ 円} - 35,000 \text{ 円} = 1,963,900 \text{ 円}$

② $1,963,900 \text{ 円} \div 8.9454 = \underline{219,544 \text{ 円}}$ (1 円未満 1 円切上げ) …… (ii)

(6) (3)、(5) で算出した額のうち大きい額を通算企業年金額とします。

(i) …… 216,374 円、 (ii) …… 219,544 円より、219,544 円

2. 事務費を求める場合は、1で計算した結果に基づき、事務費の計算をします。

$$\begin{aligned} \text{ウ. 移換等を受けた日に応じて連合会規約別表第 10 に掲げる額(1,100 円)} &= E \\ \text{エ. (脱退一時金相当額 - 連合会規約別表第 10) -} \\ &\quad \{ C \times \text{通算企業年金現価率(2)} (\text{連合会規約別表第 3}) \} = F \\ \text{オ. } E + F &= \text{脱退一時金相当額に係る事務費の額 (1 円未満端数切捨て)} \end{aligned}$$

上記 C を求める計算は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{脱退一時金相当額} - 1,100 \text{ 円 (連合会規約別表第 10)} &= A \\ A \div \text{通算企業年金現価率(1)} (\text{連合会規約別表第 2}) &= C \end{aligned}$$

(1) 移換等を受けた日に応じて連合会規約別表第 10 に掲げる額 = E

→ 別表第 10 より・・・1,100 円 (E)

(2) エの計算式において、金額を求めます。

$$\begin{aligned} &(\text{脱退一時金相当額} - \text{連合会規約別表第 10}) - \\ &\quad \{ C \times \text{通算企業年金現価率(2)} (\text{連合会規約別表第 3}) \} = F \end{aligned}$$

→ C = 216,374 円

→ 通算企業年金現価率 (2) = 8.9454

$$\begin{aligned} &(2,000,000 \text{ 円} - 1,100 \text{ 円}) - \{ 216,374 \text{ 円} \times 8.9454 \} \\ &= 1,998,900 \text{ 円} - 1,935,551.979 \\ &= 63,348.021 = \underline{63,348} \text{ (1 円未満切捨て)} \cdots (F) \end{aligned}$$

ここで、F が連合会規約別表第 11 に掲げる額 (35,000 円) を超える場合は、当該別表第 11 に掲げる額とすることから、(F) = 35,000 円となります。

(3) E + F = 脱退一時金相当額に係る事務費の額

$$(E) 1,100 \text{ 円} + (F) 35,000 \text{ 円} = \underline{36,100 \text{ 円}}$$

(事務費)

個々の検証につきまして連合会ホームページで試算ができますのでご活用ください。

(<http://www.pfa.or.jp/chuto/shisan/chuto.php>)

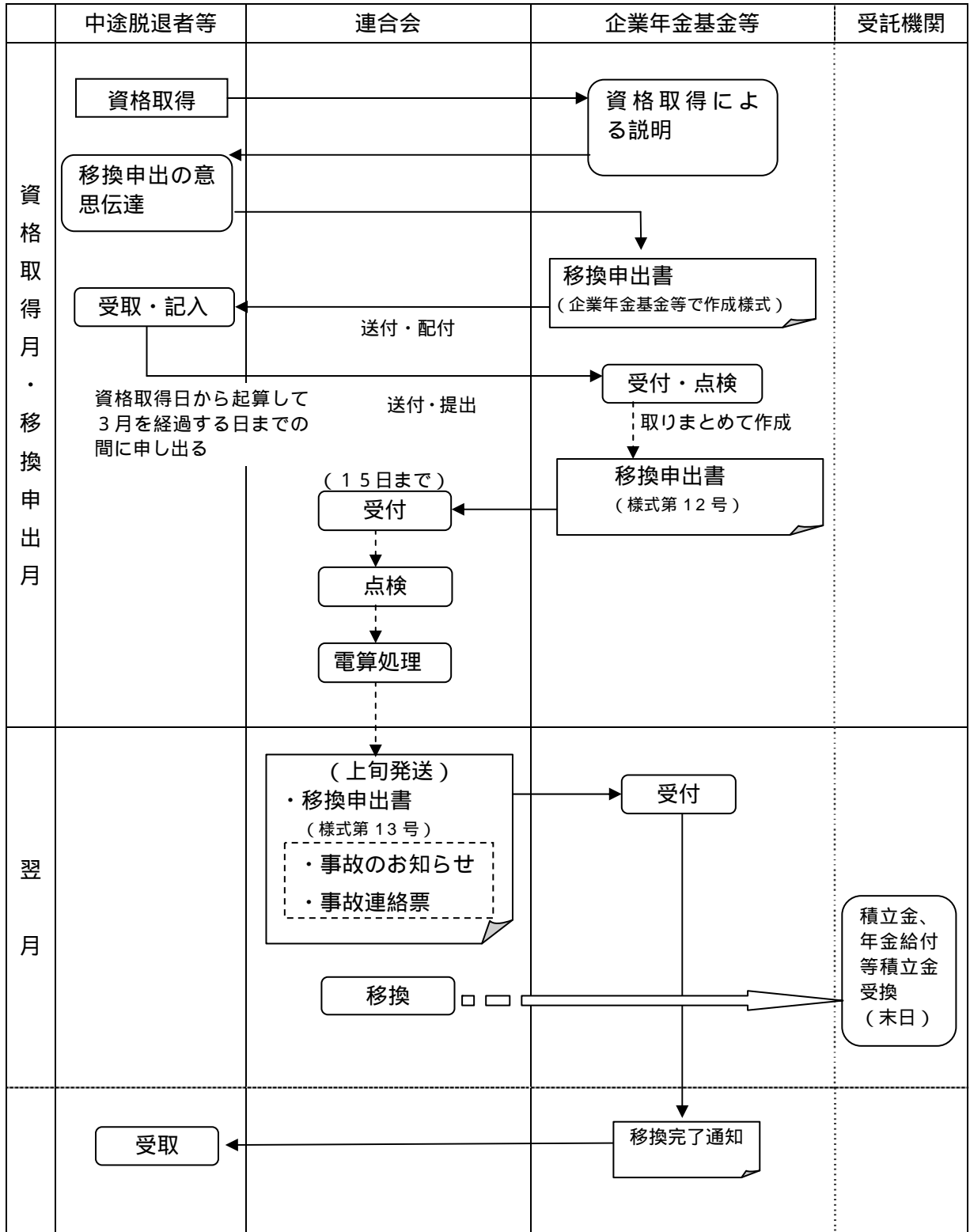
積立金、年金給付等積立金の確定給付企業 年金への移換申出事務

連合会が給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者等が、確定給付企業年金の加入者となったときは、本人の選択により、連合会から確定給付企業年金へ積立金、年金給付等積立金を移換することができます。

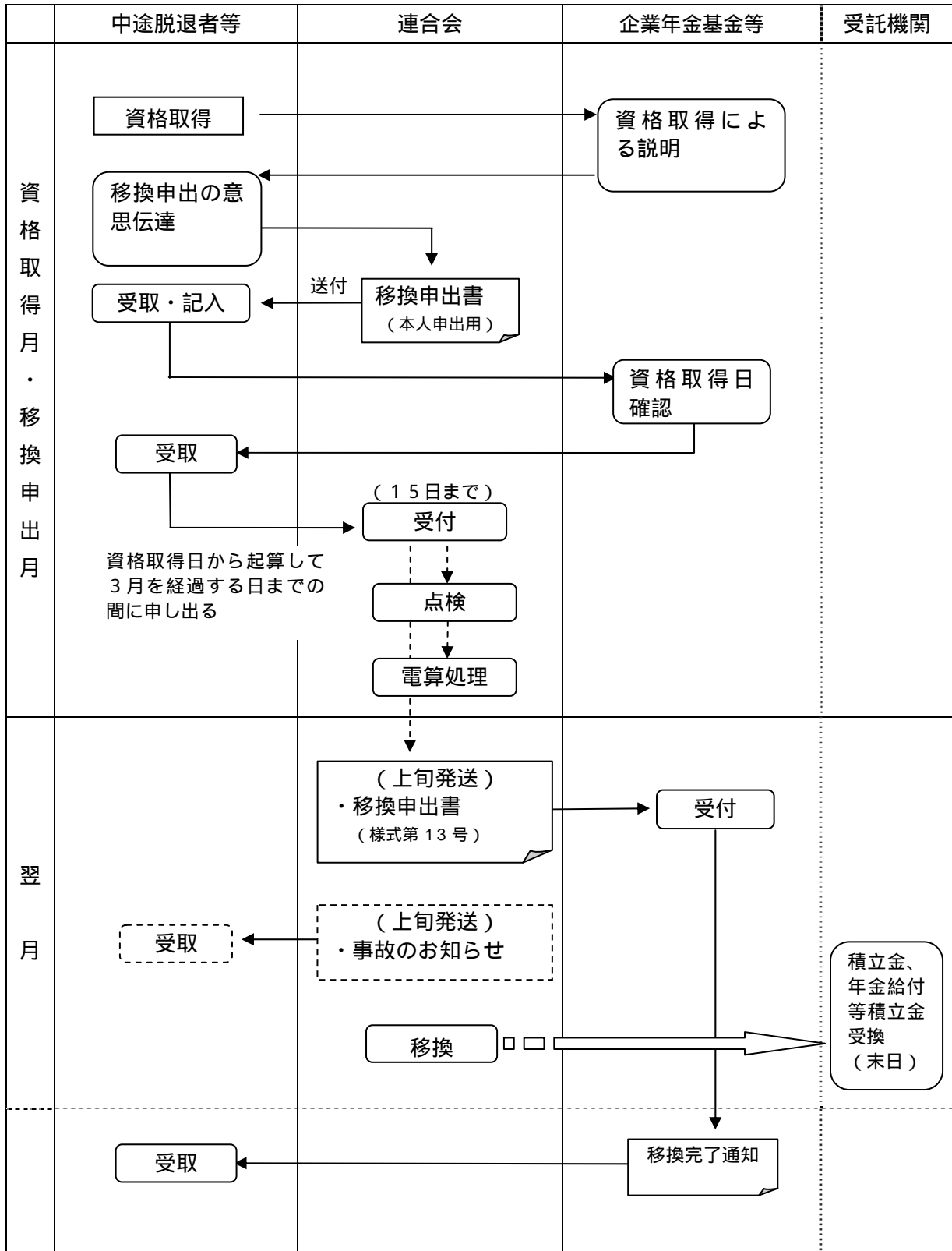
ただし、当該移換は確定給付企業年金規約に連合会から積立金、年金給付等積立金の移換が定められている場合に限られます。

1. 事務の流れ

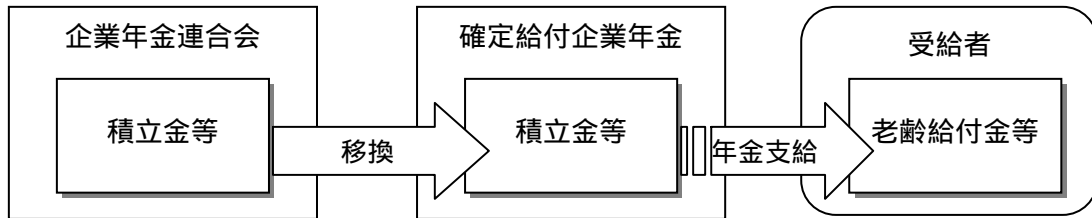
(1) 積立金、年金給付等積立金移換(連合会 確定給付企業年金): 確定給付企業年金申出



(2) 積立金、年金給付等積立金移換（連合会 確定給付企業年金）：本人申出



2. 事務処理の概要（連合会 確定給付企業年金）



(1) 積立金、年金給付等積立金の移換

連合会が給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者等で、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者（以下「資格取得者」という。）は、加入した確定給付企業年金の規約に下記(2)の規定がある場合は、連合会から積立金、年金給付等積立金を移換することができます。

(2) 確定給付企業年金規約の規定

確定給付企業年金が連合会から中途脱退者等の積立金、年金給付等積立金の移換を受ける場合には、その旨を当該確定給付企業年金の規約に定めておく必要があります。

この規定に関する規約の変更がある場合には、すみやかに「登録届兼変更届（確定給付企業年金）」を提出してください。なお、規約を規定する際のパターンにつきましては、4ページの「（参考）連合会で管理している積立金等を確定給付企業年金へ移換するケース」をご参照ください。

One Point

申出可能な中途脱退者等は次の要件のすべてを満たした方となります。

- ・平成17年10月1日以降に確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者
- ・連合会の老齢年金給付の受給権が発生していない者

(3) 確定給付企業年金の資格取得者に説明する事項

企業年金基金等は、資格取得者に対して次の事項を説明する義務があります。(ポータビリティ準則第2の2の(1))

確定給付企業年金の給付に関する事項

移換申出期限および移換申出の手続き

(移換申出期限とは加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までの間を指します。)

移換申出の手続きは、資格取得者が移換元制度に対して行うこと

ただし、連合会から移換を受ける場合において、当該資格取得者が加入者の資格を取得した制度(以下「資格取得制度」という。)があらかじめ連合会へ登録している制度である場合にあっては、当該資格取得制度に対して申し出ること

移換元制度に申し出る場合において、移換する意向がある者に対しては、資格取得制度の名称、資産管理運用機関名(総幹事受託機関)連絡先等、移換元制度が脱退一時金相当額または積立金もしくは年金給付等積立金(以下「脱退一時金相当額等」という。)を移換するために必要な事項について、当該資格取得者に情報を提供すること

確定給付企業年金の加入者期間に算入する期間およびその算定方法

加入者期間が1年未満である者については脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を通算しない旨を規約に定めている場合にあっては、その旨およびその概要

確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金(確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けた連合会を含む。)から厚生年金基金へ脱退一時金相当額または積立金を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること

制度の変更を検討している場合であってその変更内容等を加入者または受給権者に説明している場合にあっては、それと同様の内容

(4) 申出方法

移換申出の手続きは、原則、資格取得者が連合会に対して行うことになっておりま

すが、企業年金基金等があらかじめ連合会へ登録している場合は、企業年金基金等へ申出をして、企業年金基金等が連合会からの移換手続きを行うことになっています。

(ポータビリティ準則第4)

したがって、連合会から企業年金基金等へ積立金、年金給付等積立金の移換を行う場合、次の2つの方法があります。

- ・確定給付企業年金申出・・・資格取得者本人が企業年金基金等に対し申出し、企業年金基金等がとりまとめて連合会に申出する方法
- ・本人申出・・・資格取得者本人が連合会に対して直接申出する方法

One Point (連合会への登録について)

確定給付企業年金申出の場合は、「登録届兼変更届」の「連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き」の項目において、「事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする」という内容で登録します。

(5) 確定給付企業年金申出の方法

連合会から企業年金基金等への移換については、本人の選択となりますので、企業年金基金等で資格取得者の意思を確認することになります。

その意思を確認するために、資格取得者へ<企業年金基金等で作成した「移換申出書」> (参考) を送付・配付します。

<企業年金基金等で作成した「移換申出書」> について

企業年金基金等で資格取得者に送付・配付する「移換申出書」の様式は特に定めはありませんが、移換申出書(確定給付企業年金申出)の作成に必要な項目を盛り込んでください。(47ページの様式例を参考としてください。)

資格取得者が<企業年金基金等で作成した「移換申出書」>に記入後、企業年金基金等でそれらを取りまとめます。

企業年金基金等は「中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書(確定給付企業年金)」- 様式第12号 - (以下「移換申出書(確定給付企業年金申出)」という。)を作成し、連合会へ申出します。

移換申出書（確定給付企業年金申出）の記載要領

規約番号又は基金番号

- ・ 6桁の規約番号または基金番号を記入します。
- ・ 6桁に満たない場合は、上位に「0」を付します。（例：123 000123）

件数

- ・ 申出件数を記入します。

基礎年金番号

- ・ 記号4桁、番号6桁の10桁で記入します。
- ・ 「0」を省略することのないようにご注意ください。

氏名

- ・ 漢字またはカタカナで記入します。
- ・ 漢字での記入の場合は、上部にフリガナを付します。

性別

- ・ 「男 (01)」「女 (02)」と、該当する性別符号を で囲みます。

生年月日

- ・ 「昭 (5)」「平 (7)」と、該当する元号符号を で囲み、年月日を和暦で記入します。

資格取得年月日

- ・ 規約に定める資格取得年月日を和暦で記入します。

移換区分

- ・ 資格取得者が＜企業年金基金等で作成した「移換申出書」＞等で記載した移換する内容のとおり、該当する移換区分の数字を で囲みます。

(例)

- 1 全ての資産を移換する
- 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する
- 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する

次ページの「One Point（移換区分について）」も参照ください。

One Point (移換区分について)

移換区分については、連合会にある積立金等のうち、転職先の確定給付企業年金の規約内容と本人の選択に基づいて決定した移換対象(資産)を で囲みます。

たとえば・・・



当社の企業年金は厚生年金基金由来、確定給付企業年金由来のどちらの年金も受入可能ですよ。



私は、連合会に A 厚生年金基金の脱退一時金相当額と B 確定給付企業年金の脱退一時金相当額を移換したけれど、B だけを転職先の確定給付企業年金へ持っていこう!

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書の移換区分欄

- 1 全ての資産を移換する
- 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する
- ③ 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する

【確定給付企業年金規約と連合会にある積立金等の選択】

確定給付企業年金規約 連合会にある積立金等の選択	全ての積立金等を受換できる	厚生年金基金由来の年金給付等積立金のみ受換できる	確定給付企業年金由来の積立金のみ受換できる
厚生年金基金由来の年金給付等積立金	選択可	選択可	選択不可
確定給付企業年金由来の積立金	選択可	選択不可	選択可

確定給付企業年金規約で「全ての積立金等を受換できる」と規定されている場合、『厚生年金基金由来の年金給付等積立金』と『確定給付企業年金由来の積立金』の両方とも連合会にある場合に限り、本人が希望すれば、「1 全ての資産を移換する」を選択することが可能です。

確定給付企業年金規約で「全ての積立金等を受換できる」と規定されている場合であっても、連合会にある積立金等が、『厚生年金基金由来の年金給付等積立金』あるいは『確定給付企業年金由来の積立金』のいずれか一方しかない場合は、「1 全ての資産を移換する」を選択するのではなく、「2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する」か「3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する」のいずれかをそのまま選択することになります。

(参考)

資格取得者へ配付する < 企業年金基金等で作成した「移換申出書」 > の様式例

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書

申出年月日	平成	年	月	日
-------	----	---	---	---

企業年金基金理事長 殿

確定給付企業年金法第 115 条の 4 第 1 項及び厚生年金保険法第 165 条の 2 第 1 項の規定により、企業年金連合会から貴確定給付企業年金へ積立金、年金給付等積立金の移換の申出をします。

基礎年金番号									
(フリガナ) 氏名									印
生年月日	年 月 日								
性別									

移換区分 (移換する内容の右欄に をつけてください)

全ての資産を移換する	
確定給付企業年金由来の資産のみ移換する	
厚生年金基金由来の資産のみ移換する	

太枠内を記入・押印してください。

(資格取得者 企業年金基金等)

< 様式例：様式第 12 号 >

移換申出書（確定給付企業年金申出）

様式第12号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書（確定給付企業年金）

確定給付企業年金法第115条の4第1項及び厚生年金保険法第165条の2第1項の規定により、下記の者から企業年金連合会から確定給付企業年金への積立金、年金給付等積立金の移換の申出を受けましたので申し出ます。

平成 23 年 6 月 5 日

事業主又は企業年金基金の住所及び名称

〒105-00XX東京都港区芝公園X-X-X
企業年金基金

代表者又は理事長名

理事長 確給 一郎

企業年金連合会理事長殿



記

規約番号又は基金番号	4	5	6	7	8	9	件数			2												
基礎年金番号	(フリガナ) 氏名						性別	生年月日			資格取得年月日			移換区分								
11112345	連合会 太郎						男01 女02	昭5 平7	4	4	0	1	0	1	平7	2	3	0	4	0	1	① 全ての資産を移換する ② 厚生年金基金由来の資産のみ移換する ③ 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
55552345	企業 花子						男01 女02	昭5 平7	5	5	0	3	0	3	平7	2	3	0	4	2	0	① 全ての資産を移換する ② 厚生年金基金由来の資産のみ移換する ③ 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
							男01 女02	昭5 平7							平7							① 全ての資産を移換する ② 厚生年金基金由来の資産のみ移換する ③ 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
							男01 女02	昭5 平7							平7							① 全ての資産を移換する ② 厚生年金基金由来の資産のみ移換する ③ 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
							男01 女02	昭5 平7							平7							① 全ての資産を移換する ② 厚生年金基金由来の資産のみ移換する ③ 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
							男01 女02	昭5 平7							平7							① 全ての資産を移換する ② 厚生年金基金由来の資産のみ移換する ③ 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
							男01 女02	昭5 平7							平7							① 全ての資産を移換する ② 厚生年金基金由来の資産のみ移換する ③ 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
							男01 女02	昭5 平7							平7							① 全ての資産を移換する ② 厚生年金基金由来の資産のみ移換する ③ 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
							男01 女02	昭5 平7							平7							① 全ての資産を移換する ② 厚生年金基金由来の資産のみ移換する ③ 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する

(6) 本人申出の方法

資格取得者は連合会へ連絡（電話、文書、来訪）し、「中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書（本人申出）」（以下「移換申出書（本人申出）」という。）を取り寄せます。

記入後、資格取得者はこの「移換申出書（本人申出）」に記入した資格取得年月日について企業年金基金等の確認を受けた上で、「移換申出書（本人申出）」を連合会へ提出し移換申出を行います。

（重要）本人申出の注意事項

資格取得者本人から連合会への申出は、該当者が資格取得してから3月以内に行うこととされていますので、企業年金基金等において資格取得年月日が正しいかどうかの確認をお願いします。

また、資格取得年月日の確認とあわせて、以下の項目についてご本人にお知らせいただくようお願いいたします。

- ・ 加入している確定給付企業年金の規約番号または基金番号
- ・ 加入している確定給付企業年金の名称

<p>本人申出の連絡先</p> <p>企業年金連合会 年金サービスセンター 年金相談室</p> <p> 0570-02-2666</p> <p>FAX03-5401-8740</p> <p>E-mail nenkin-sc@pfa.or.jp</p>
--

<様式例：様式第12号の2>

〒160-0023
 新宿区西新宿△-△-△
 連合会 一郎 様

確定給付
 企業年金用

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書（本人申出）


申出年月日 平成23年6月5日

企業年金連合会理事長 殿


確定給付企業年金法第115条の4第1項及び厚生年金保険法第165条の2第1項の規定により、
 企業年金連合会から下記の確定給付企業年金へ積立金、年金給付等積立金の移換を申し出ます。

記

1. 基本項目

基礎年金番号	5555-45678X
(フリガナ) 氏名	イゴカイ 一郎 連合会 一郎 
生年月日	昭和47年 2月 2日
性別	
住所	(フリガナ) トウキョウト シンジュク ニシシンジュク△-△-△ 〒160-0023 東京都 新宿区 西新宿△-△-△
電話番号	(03 - XXXX - xxxx)
加入している確定給付企業年金(移換先) の規約番号又は基金番号(6桁)	00012X
加入している確定給付企業年金(移換先) の名称	○×企業年金基金
上記の確定給付企業年金(移換先)の加 入者の資格を取得した年月日	平成23年4月1日

*基本項目の「基礎年金番号」、「氏名」、「生年月日」、「性別」欄において、あらかじめ記載されている
 内容に相違がある場合は、訂正してください。
 なお、訂正した場合は、証明する書類を添付してください。

確定給付企業年金（移換先）の確認欄	加入者の資格取得年月日を確認しました 
-------------------	--

2. 企業年金連合会から確定給付企業年金へ移換する年金給付等積立金（厚生年金基金分）、積立金（確定給付企業年金分）の選択について

(1) 年金給付等積立金（厚生年金基金分）の移換について
いずれか一方に○をつけてください。

移換する (*) * * *	移換しない (*)
------------------	-------------

企業年金連合会から確定給付企業年金へ移換できる年金給付等積立金（厚生年金基金分）の額（概算）

*****円

(2) 積立金（確定給付企業年金分）の移換について
いずれか一方に○をつけてください。

移換する (○)	移換しない ()
------------	-----------

企業年金連合会から確定給付企業年金へ移換できる積立金（確定給付企業年金分）の額（概算）

1,501,620円

(6) 連合会への申出期限

移換申出は原則として、資格取得者が確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日までに、連合会に対して積立金、年金給付等積立金の移換の申出をします。(連合会規約第71条)

確定給付企業年金が申出を行う場合

企業年金基金等が連合会への登録時に「中途脱退者の申出をとりまとめて連合会へ申出をする」を選択している場合は、資格取得者は、加入した企業年金基金等へ資格取得日から起算して3ヶ月を経過する日までに移換の申出を行い、企業年金基金等はその申出があった日の翌日以後最初に到来する15日までに連合会に申出します。

連合会は、「移換申出書(確定給付企業年金申出)」をもとに脱退一時金相当額の移換する準備を行い、15日着分までの申出を当月分として処理します。なお、15日が土日休日の場合はその翌日(翌営業日)を申出の締め切りとします。

ただし、天災その他申し出なかったことについてやむを得ない理由があることにより、この期日までに申出をすることができないときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに申出するものとします。

<例1> 平成23年4月1日資格取得

平成23年6月30日(3ヶ月経過)までに本人が企業年金基金等へ申出を依頼

本人申出の翌日(7月1日)以後最初に到来する15日
(平成23年7月15日)までに、企業年金基金等が連合会へ申出

<例2> 平成23年4月15日資格取得

平成23年7月14日(3ヶ月経過)までに本人が企業年金基金等へ申出を依頼

本人申出の翌日(7月15日)以後最初に到来する15日
(平成23年7月15日)までに、企業年金基金等が連合会へ申出

<例3> 平成23年4月16日資格取得

平成23年7月15日(3ヶ月経過)までに本人が企業年金基金等へ申出を依頼

本人申出の翌日(7月16日)以後最初に到来する15日
(平成23年8月15日)までに、企業年金基金等が連合会へ申出

本人が申出を行う場合

企業年金基金等が、連合会への登録時に「本人申出」を選択している場合は、資格取得者は、確定給付企業年金の加入者資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日までに連合会へ申出します。

ただし、天災その他その日までに申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに申出するものとします。

3. 連合会における処理

連合会は、毎月15日までに受付した「移換申出書(確定給付企業年金申出)」、「移換申出書(本人申出)」について当月に処理を行います。

(連合会における事務処理の関係上、なるべく提出は5日までにお願いします。)

(1) 受付および点検

確定給付企業年金申出の場合

「移換申出書(確定給付企業年金申出)」を受付し、当月申出件数および記載内容の点検を行います。

本人申出の場合

「移換申出書(本人申出)」を受付し、記載内容の点検を行います。

(2) 電子計算機処理

電子計算機により、次の各処理を行います。

ア. 申出書類入力データのチェック(記入もれ・記入ミスを含む)

イ. 本人の移換希望内容と連合会で管理しているマスタとのチェック

ウ. 本人の移換希望内容と移換先企業年金基金等での規約内容とのチェック

規約内容とのチェックは、企業年金基金等より提出された「登録届兼変更届」によるものとなります。

確定給付企業年金申出による「移換申出書(確定給付企業年金申出)」について、正常に処理できなかった場合は事故となり、「事故のお知らせ」および「事故連絡票」により企業年金基金等へ返戻します。

事故の連絡を受けた企業年金基金等は、内容の調査・補正をして、あらためて「移

換申出書（確定給付企業年金申出）」を提出してください。

本人申出による「移換申出書（本人申出）」について、正常に処理できなかった場合は本人へ連絡します。

(3) 「中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書（確定給付企業年金分）」の送付

連合会で移換受付処理が正常に行われた者については、連合会で処理を行った月の翌月上旬に企業年金基金等へ「中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書（確定給付企業年金分）」 - 様式第 13 号 - により通知いたします。（2部送付いたしますので、必要であれば1部を総幹事受託機関へ送付してください。）

<様式例：様式第13号>

様式第13号

中途脱退者等積立金、年金給付等積

105-00××	確定給付企業年金事業主 殿
東京都港区芝公園×-×-×	企業年金基金理事長 殿
○△◇企業年金基金	
<456789>	

規約番号又は基金番号		456789			
基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	移換申出区分	本人拠出相当額
1111-12345△	レノゴウカイ 連合会 太郎	男	昭和44.01.01		100,000 円
5555-12345◇	キョウハク 企業 花子	女	昭和55.03.03		

項目 性別	申出人数	件数	積立金等 (円)	返還事務費 (円)
男子	1	2	347,098	6,033
女子	1	1	90,371	-
合計	2	3	437,469	6,033

立金移換申出書（確定給付企業年金分）

確定給付企業年金法第115条の4第2項及び厚生年金保険法第165条の2第2項の規定により、申出のあった下記の者に係る積立金及び年金給付等積立金を本月末日に移換します。

平成 23 年 7 月 1 日

企業年金連合会
理事長

記

積立金等	積立金等のうち 返還事務費	算定基礎 期間	積立金等の区分
303,922 円	6,033 円	36 月	確定給付企業年金の脱退一時金相当額
43,176		12	厚生年金基金の脱退一時金相当額
347,098			
90,371		24	厚生年金基金の脱退一時金相当額
90,371			

(注) 1 返還事務費は、積立金等に含まれており再掲しています。

4 . 積立金、年金給付等積立金の移換

(1) 移換指図

連合会では「中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書（確定給付企業年金分）」 - 様式第 13 号 - により、連合会の受託機関に対して積立金、年金給付等積立金を企業年金基金等の総幹事受託機関へ移換するように指図を行います。

(2) 移換期限

積立金、年金給付等積立金の移換は、「中途脱退者等積立金、年金給付等積立金移換申出書（確定給付企業年金分）」 - 様式第 13 号 - を企業年金基金等へ送付した月の末日（12月については30日を末日とします。）までに行います。末日が土日休日のときはその前日（前営業日）を移換期限とします。

(3) 移換する積立金等の計算

通算企業年金に係る計算

通算企業年金に係る積立金等の計算は以下のとおりです。

$$(1) \text{ 通算企業年金額} \times \text{通算企業年金現価率} (2) (1) =$$

$$(2) \text{ 脱退一時金相当額等に係る事務費} - \text{返還事務費基準額} (2) \\ = \text{（返還対象事務費）}$$

$$(3) \text{ 積立金等} = \quad +$$

(1)・・・連合会規約別表第3 通算企業年金現価率

(2)・・・連合会規約別表第12 返還事務費基準額 3,800円

（ただし事務費を限度とする）

・現価率は、年金給付等積立金または積立金を移換する月の末日における年齢および中脱時算定日に応じた率

・この移換により、当該者について連合会が通算企業年金の支給義務を完全に免れる場合で、当該者に係る返還対象事務費が残っている場合は、当該返還対象事務費を合算した額とします。

(注) 今回移換対象となる通算企業年金が、連合会で初めて受けた脱退一時金相当額より計算されたものであり、かつ、積立金等の移換後に引き続き連合会が本人へ支給する通算企業年金が残っている場合は、(1)で計算した額のみとなります。

基本加算年金および代行加算年金に係る計算

- ・平成 17 年 10 月 1 日前に連合会が基本加算年金および代行加算年金の支給義務を負っている者で、平成 17 年 10 月 1 日以後に確定給付企業年金の加入者の資格を取得し、その確定給付企業年金へ移換する場合

上の要件にあてはまる者の基本加算年金および代行加算年金由来の年金給付等積立金の額については、基本加算年金額または代行加算年金額に、年金給付等積立金を移換する日の属する月の末日における本人の年齢ならびに中脱時算定日(厚生年金基金連合会規約(以下「旧規約」という。)第 42 条に規定する中脱時算定日)または解散時算定日(旧規約第 46 条に規定する解散時算定日)に応じて連合会規約附則別表第 4 に定める率を乗じて得た額となります。(連合会規約附則第 15 条第 1 号)

<基本加算年金に係る年金給付等積立金>

$$\text{年金給付等積立金} = \text{基本加算年金額} \times \text{基本加算年金・代行加算年金現価率()}$$

- ()・・・連合会規約附則別表第 4 「基本加算年金・代行加算年金現価率」
- ・現価率は、年金給付等積立金を移換する月の末日における年齢および中脱時算定日に応じた率
 - ・中脱時算定日とは、旧規約第 42 条に規定する日
当該中途脱退者が厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日(当該厚生年金基金からの中途脱退が 2 回以上ある場合には、直近の加入員資格喪失日)

< 代行加算年金に係る年金給付等積立金 >

$$\text{年金給付等積立金} = \text{代行加算年金額} \times \text{基本加算年金} \cdot \text{代行加算年金現価率} ()$$

()・・・連合会規約附則別表第4 「基本加算年金・代行加算年金現価率」

- ・現価率は、年金給付等積立金を移換する月の末日における年齢および解散時算定日に応じた率
- ・解散時算定日とは、旧規約第46条に規定する日 解散基金が解散した日

経過的基本加算年金 (1) および経過の代行加算年金 (2) に係る計算

- ・平成17年10月1日前に連合会が経過的基本加算年金および経過の代行加算年金の支給義務を負っている者で、平成17年10月1日以後に確定給付企業年金の加入者の資格を取得し、その確定給付企業年金へ移換する場合

- (1)・・・経過的基本加算年金とは、代行返上基金のみなし中途脱退者が本人の選択により脱退一時金を原資として支給する保証期間付終身年金のことで、連合会規約に基づく給付が行われます。
- (2)・・・経過の代行加算年金とは、みなし解散基金加入員が分配すべき残余財産を年金化することを希望し交付を受けた額を原資として支給する保証期間付終身年金のことで、連合会規約に基づく給付が行われます。

< 経過的基本加算年金に係る積立金 >

$$\begin{aligned} \text{積立金} &= (\text{経過的基本加算年金額} \times \\ &\quad \text{経過的基本加算年金・経過の代行加算年金現価率 (1)) \\ &\quad + (\text{当該経過的基本加算年金に係る事務費 (2)} - 3,800 \text{円 (3)}) \end{aligned}$$

- (1)・・・連合会規約附則別表第 5
「経過的基本加算年金・経過の代行加算年金現価率」
- (2)・・・当該積立金移換後において、引き続き連合会が通算企業年金の支給に関する義務を負う場合は 3,800 円とする。
- (3)・・・3,800 円は事務費の額を限度とする。

- ・現価率は、積立金を移換する月の末日における年齢およびみなし中脱時算定日に応じた率
- ・みなし中脱時算定日とは、旧規約第 47 条の 3 第 1 号に規定する日
当該みなし中途脱退者が加入者の資格を喪失した日

< 経過の代行加算年金に係る積立金 >

$$\begin{aligned} \text{積立金} &= (\text{経過の代行加算年金額} \times \\ &\quad \text{経過的基本加算年金・経過の代行加算年金現価率 (1)) \\ &\quad + (\text{当該経過の代行加算年金に係る事務費 (2)} - 3,800 \text{円 (3)}) \end{aligned}$$

- (1)・・・連合会規約附則別表第 5
「経過的基本加算年金・経過の代行加算年金現価率」
- (2)・・・当該積立金移換後において、引き続き連合会が通算企業年金の支給に関する義務を負う場合は 3,800 円とする。
- (3)・・・3,800 円は事務費の額を限度とする。

- ・現価率は、積立金を移換する月の末日における年齢およびみなし解散時算定日に応じた率
- ・みなし解散時算定日とは、旧規約第 47 条の 6 第 1 号に規定する日
当該確定給付企業年金が終了した日

(参考) 積立金等の計算

事例 1

(生年月日) 昭和 44 年 1 月 1 日

(性別) 男性 (支給開始年齢) 65 歳

厚生年金基金の記録

(基本加算年金額) 7,156 円 (資格喪失日) 平成 15 年 2 月 1 日

確定給付企業年金の記録

(通算企業年金額) 78,266 円 (資格喪失日) 平成 22 年 2 月 1 日

(事務費) 9,833 円

移換申出月 平成 23 年 6 月

(連合会規約別表第 12 に定める額) 3,800 円

上記の条件において、連合会から全ての資産を移換する場合の積立金等の計算をするものとします。

【求め方の手順】

ア．基本加算年金に係る計算

基本加算年金額 × 基本加算年金・代行加算年金現価率 (連合会規約附則別表第 4)

イ．通算企業年金に係る計算

通算企業年金額 × 通算企業年金現価率 (2) (連合会規約別表第 3) =

脱退一時金相当額等に係る事務費 - 3,800 円 (連合会規約別表第 12) =

+ = 積立金等の額

1. 上に挙げたア、イの計算式で求めた額の合計額が連合会から移換する積立金等の額となります。

(1) 移換時の本人年齢を求めます。

平成 23 年 7 月末日における当該者の年齢を月単位まで求めます。

平成 23 年 7 月
- 昭和 44 年 1 月

42 歳 7 月

*1 日生まれについては +1 ヶ月になります。

(2) 基本加算年金・代行加算年金現価率(連合会規約附則別表第4)より現価率を求めます。

支給開始年齢 65 歳
中脱時算定日が平成 11 年 11 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までのもの
42 歳・・・ 5.9109 43 歳・・・ 6.1209
 $5.9109 + (6.1209 - 5.9109) \times 7 / 12 = 6.0334$ (小数点以下第 5 位四捨五入)

One Point 現価率の計算式

年齢に 1 歳未満の端数月がある場合の現価率は次式のとおり。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月 の現価率} = A \text{ 歳の現価率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の現価率} - A \text{ 歳の現価率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第 5 位四捨五入)

(3) アの計算式から、金額を求めます。

$$\text{基本加算年金額} \times \text{基本加算年金・代行加算年金現価率(連合会規約附則別表第4)}$$

$$7,156 \text{ 円} \times 6.0334 = \underline{43,176 \text{ 円}} \text{ (1 円未満 1 円切上げ)}$$

(4) 通算企業年金現価率(2)(連合会規約別表第3)より現価率を求めます。

支給開始年齢 65 歳、中脱時算定日が平成 17 年 10 月 1 日以降
42 歳・・・ 10.1960 43 歳・・・ 10.4283
 $10.1960 + (10.4283 - 10.1960) \times 7 / 12 = 10.3315$ (小数点以下第 5 位四捨五入)

(5) イの計算式から、金額を求めます。

$$\text{通算企業年金額} \times \text{通算企業年金現価率(2)(連合会規約別表第3)}$$

$$78,266 \text{ 円} \times 10.3315 = \underline{808,606 \text{ 円}} \text{ (1 円未満 1 円切上げ)・・・}$$

$$\text{脱退一時金相当額等に係る事務費} - 3,800 \text{ 円(連合会規約別表第12)}$$

$$9,833 \text{ 円} - 3,800 \text{ 円} = \underline{6,033 \text{ 円}} \text{・・・}$$
$$+ \quad = \underline{814,639 \text{ 円}}$$

(6) ア + イ = 積立金等の額

$$(ア) 43,176 \text{ 円} + (イ) \underline{814,639 \text{ 円}} = \underline{857,815 \text{ 円}}$$

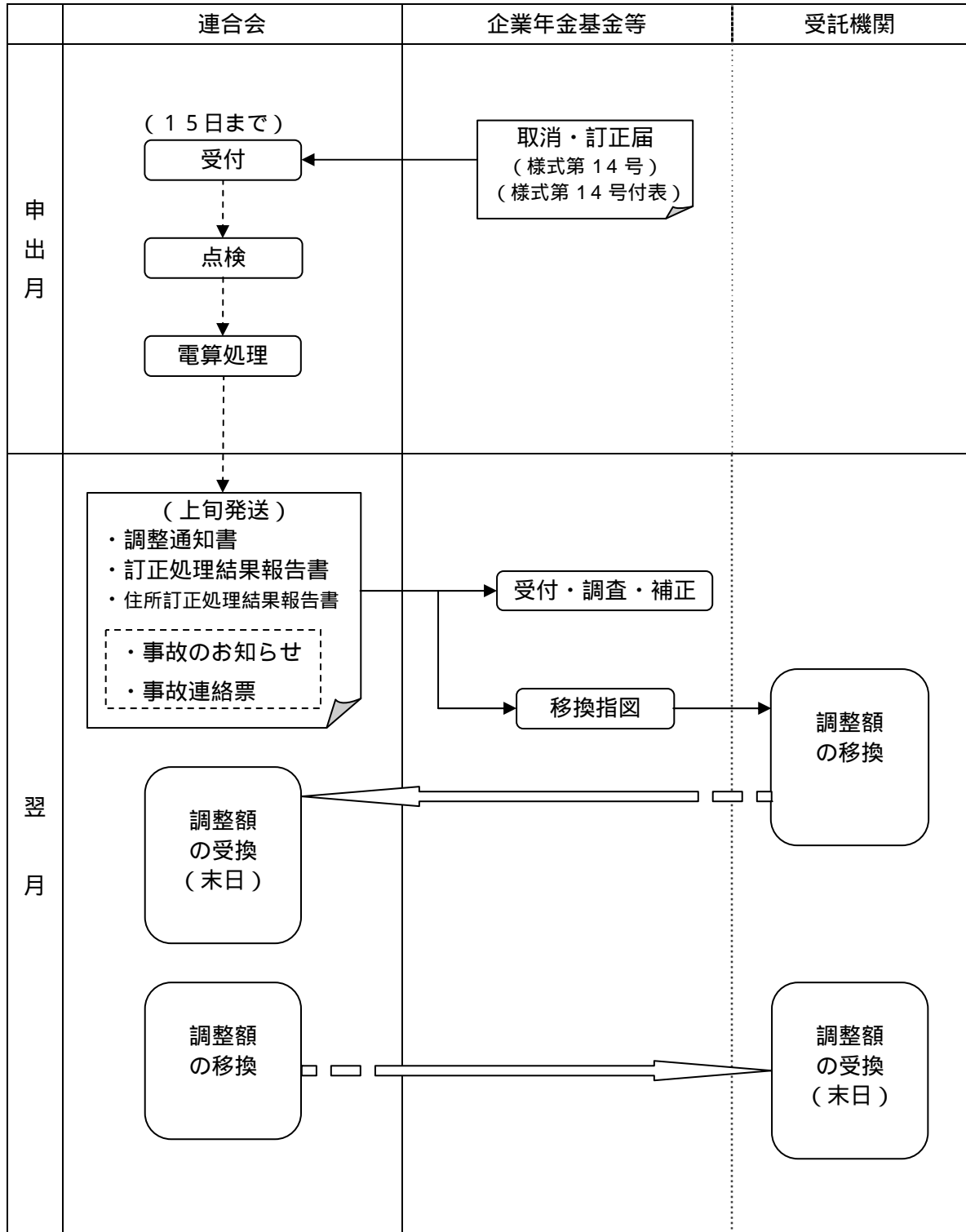
Ⅲ 取消および訂正事務

連合会へ移換した記録について取消がある場合、取消届により中途脱退者の脱退一時金相当額の取消を行うことができます。その際、連合会から返還する脱退一時金相当額は、定額事務費を控除した額となります。

連合会へ移換した記録について訂正がある場合、訂正届により連合会で管理している記録（基礎年金番号、氏名（カナ・漢字）、性別、生年月日、資格喪失年月日、脱退一時金相当額、脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間、本人拠出相当額、住所）の訂正を行うことができます。訂正届の内容（性別、生年月日、脱退一時金相当額）によって、中途脱退者の年金額および事務費の変更が伴う場合があります。

1. 事務の流れ

脱退一時金相当額移換通知の取消・訂正（確定給付企業年金 連合会）



2. 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記載要領

(1) 「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届」について

「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届」一様式第 14 号一（以下「取消・訂正届」という。）および「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）」一様式第 14 号付表一（以下「取消・訂正届（付表）」という。）を作成し、連合会へ届け出ます。

取消および訂正の様式は共通のものとなります。

(2) 「取消・訂正届（付表）」（取消処理）の記載要領

中途脱退者について、移換手続き時の「移換通知書」に記入した項目①～⑥をすべて記入します。取消欄は取消をする脱退一時金相当額を記入します。

① 規約番号又は基金番号

- ・6桁の規約番号または基金番号を記入します。

② 移換通知年月

- ・該当する中途脱退者の移換通知年月（＝受理書に記載している通知年月）を和暦で記入します。

③ 基礎年金番号

- ・該当する中途脱退者の基礎年金番号を記入します。

④ 氏名（カナ）

- ・該当する中途脱退者の氏名をカタカナで記入します。

⑤ 性別

- ・「男(01)」 「女(02)」と、該当する性別符号を「○」で囲みます。

⑥ 生年月日

- ・「昭(5)」 「平(7)」と、該当する元号符号を「○」で囲み、生年月日を和暦で記入します。

⑦ 「□取消：52」の□に☑（チェック）をして、取消をする脱退一時金相当額を記入します。

(3) 「取消・訂正届(付表)」「訂正処理」の記載要領

中途脱退者について、移換手続き時の「移換通知書」に記入した項目①～⑥をすべて記入します。訂正欄は訂正する箇所のみ記入します。

- ① 規約番号又は基金番号
 - ・6桁の規約番号または基金番号を記入します。

- ② 移換通知年月
 - ・該当する中途脱退者の移換通知年月（＝受理書に記載している通知年月）を和暦で記入します。

- ③ 基礎年金番号
 - ・該当する中途脱退者の基礎年金番号を記入します。

- ④ 氏名（カナ）
 - ・該当する中途脱退者の氏名をカタカナで記入します。

- ⑤ 性別
 - ・「男(01)」「女(02)」と、該当する性別符号を「○」で囲みます。

- ⑥ 生年月日
 - ・「昭(5)」「平(7)」と、該当する元号符号を「○」で囲み、生年月日を和暦で記入します。

- ⑦ 「□訂正:53」の□に \surd （チェック）をして、訂正をする箇所のみ記入します。
 - ・基礎年金番号を訂正する場合は、「基礎年金番号」欄に訂正後の基礎年金番号を記入します。
 - ・氏名（カナ）を訂正する場合は、「氏名（カナ）」欄に訂正後の氏名のカタカナ名を記入します。（氏名がカタカナ名のみで管理されているマスタに漢字氏名を追加する場合であっても、カタカナ名は必ず記入してください。）
 - ・氏名（漢字）を訂正する場合は、「氏名（漢字）」欄に訂正後の氏名の漢字を記入します。（氏名がカタカナ名のみで管理されているマスタに漢字氏名を追加することが可能）
 - ・性別を訂正する場合は、「性別」欄に訂正後の性別符号を「○」で囲みます。
 - ・生年月日を訂正する場合は、「生年月日」欄に訂正後の生年月日の元号符号を「○」で囲み、生年月日を和暦で記入します。

- ・資格喪失年月日を訂正する場合は、「資格喪失年月日」欄に訂正後の資格喪失年月日を和暦で記入します。
- ・脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間を訂正する場合は、「脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間」欄に訂正後の脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間を月数で記入します。
- ・脱退一時金相当額を訂正する場合は、「脱退一時金相当額」欄に訂正後の脱退一時金相当額を記入します。
- ・本人拠出相当額を訂正する場合は、「本人拠出相当額」欄に訂正後の本人拠出相当額を記入します。
- ・住所を変更する場合は、「訂正後住所」欄に訂正後の住所を漢字またはカタカナで記入します。都道府県名は省略し、登録項目文字数は「移換通知書」の基準に拠ります。

		海外居住者	国内居住者
住 所	100 文字以内	アルファベット	カナ
	50 文字以内	空欄	漢字
	郵便番号（左端上部に記入）	999-9999	123-4567

< 様式例：様式第 14 号 >

様式第 14 号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知に係る取消・訂正を届け出ます。

取消件数	1 件
訂正件数	1 件

平成 24 年 1 月 5 日

規約番号又は基金番号
第 4 5 6 7 8 9 号

事業主又は企業年金基金の住所及び名称

〒105 - 00 × ×

東京都港区芝公園 × - × - ×

企業年金基金

代表者又は理事長名

理事長 確給 一郎

印

企業年金連合会理事長 殿

様式第 14 号付表 (取消届例)

様式第 14 号付表

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届 (付表)

規約番号又は 基金番号	4	5	6	7	8	9
----------------	---	---	---	---	---	---

移換通知年月	平成 23 年 6 月
--------	-------------

基礎年金番号	氏名 (カナ)	性別	生 年 月 日
4 4 4 4 3 4 5 6 7	レンゴウカイ ジロウ	男 (01) 女 02	昭 5 平 7 56 年 10 月 10 日

<input checked="" type="checkbox"/> 取消 : 52	
取消する脱退一時金相当額	500,000 円

<input type="checkbox"/> 訂正 : 53	④ 訂正する箇所のみ記入		
基礎年金番号	氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	
.....			
性別	生 年 月 日	資格喪失年月日	脱退一時金相当額の 算定の基礎となった 期間
男 01	昭 5		
女 02	平 7	平成 年 月 日	月
脱退一時金相当額		本人拠出相当額	
円		円	
訂 正 後 住 所			
〒			

様式第 14 号付表（訂正届例）

様式第 14 号付表

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は 基金番号	4	5	6	7	8	9
----------------	---	---	---	---	---	---

移換通知年月	平成 23 年 6 月
--------	-------------

基礎年金番号	氏名（カナ）	性別	生 年 月 日
3 3 3 3 2 3 4 5 6	ネンキン サキコ	男 01 女 02	昭 5 平 7 54 年 7 月 7 日

<input type="checkbox"/> 取消 : 52	
取消する脱退一時金相当額	円

<input checked="" type="checkbox"/> 訂正 : 53	注 訂正する箇所のみ記入		
基礎年金番号	氏名（カナ）	氏名（漢字）	
	キキン サキコ	基金 咲子	
性別	生 年 月 日	資格喪失年月日	脱退一時金相当額の 算定の基礎となった 期間
男 01 女 02	昭 5 平 7 年 月 日	平成 年 月 日	月
脱退一時金相当額		本人拠出相当額	
350,000 円		円	
訂 正 後 住 所			
〒530-00XX 大阪市北区扇町X-X-X			

3 . 連合会における処理

連合会は、毎月15日までに受付した「取消・訂正届」および「取消・訂正届（付表）」について当月に処理を行います。（連合会における事務処理の関係上、提出はなるべく5日までにお願いします。）

(1) 受付及び点検

「取消・訂正届」および「取消・訂正届（付表）」を受付し、件数及び記載内容の点検を行います。

(2) 電子計算機処理

電子計算機により、次の各処理を行います。

- ア. 申出書類入力データのチェック（記入もれ・記入ミス）
- イ. 連合会で管理しているマスタデータと入力データとのチェック

「取消・訂正届（付表）」について、処理の段階で正常に処理できなかった場合は事故となり、「事故のお知らせ」および「事故連絡票」により企業年金基金等へ返戻します。

事故の連絡を受けた企業年金基金等は、内容の調査・補正をして、あらためて「取消・訂正届」および「取消・訂正届（付表）」を提出してください。

One Point

連合会から他の企業年金制度へ中途脱退者の記録が移換された後に、移換元の企業年金基金等から「取消・訂正届」および「取消・訂正届（付表）」が提出された場合、原則、事故として処理し、「事故のお知らせ」および「事故連絡票」により返戻します。

One Point

同月処理内（＝前月16日～当月15日受付分）に「移換通知書」の取消を行う場合は、「取消・訂正届」および「取消・訂正届（付表）」を同月の15日までに提出することで「移換通知書」を無効とすることが可能です。この処理の結果は、「事故のお知らせ」および「事故連絡票」により返戻します。（次ページの＜様式例＞を参照）

(3) 「中途脱退者訂正処理結果報告書」の通知

「取消・訂正届」および「取消・訂正届（付表）」の訂正によるものについて正常に処理された場合は、「中途脱退者訂正処理結果報告書」により訂正結果を訂正処理した月の翌月上旬に企業年金基金等へ通知します。

(4) 「中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書」による通知

「取消・訂正届」および「取消・訂正届（付表）」が正常に処理された者のうち、脱退一時金相当額を調整すべき者は「中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書」一様式第 15 号一により、処理をした月の翌月上旬に企業年金基金等へ通知します。

(5) 「住所訂正処理結果報告書」の通知

「取消・訂正届」および「取消・訂正届（付表）」の住所訂正が正常に処理された場合には、「住所訂正処理結果報告書」により、訂正処理をした月の翌月上旬に企業年金基金等へ住所訂正結果を通知します。

4 . 脱退一時金相当額の移換

(1) 移換指図

- ① 脱退一時金相当額を調整した結果、企業年金基金等から連合会に脱退一時金相当額を追加することになったときは、企業年金基金等は「中途脱退者脱退一時金相当額移換指図書（各受託機関で指定したもの）」に「調整分」と記入し、総幹事受託機関へ指図を行います。

- ② 連合会から企業年金基金等へ返還する場合は、連合会が受託機関に対して指図を行います。

(2) 移換期限

脱退一時金相当額の移換は、連合会が取消または訂正の処理をした月の翌月の末日（12月については30日を末日とします。）までに行います。末日が土日休日のときはその前日（前営業日）を移換期限とします。

5 . 脱退一時金相当額の調整

① 脱退一時金相当額の移換を受けた日から6月を経過しない者

ア. 取消する者については、移換を受けた脱退一時金相当額から連合会規約別表第10に規定する定額事務費(1,100円)を控除して得た額(以下、「返還脱退一時金相当額」という。)を企業年金基金等へ返還します。

イ. 訂正する者については、すでに移換を受けた脱退一時金相当額と、訂正後の脱退一時金相当額との差額を企業年金基金等へ返還または企業年金基金等から移換します。

② 脱退一時金相当額の移換を受けた日から6月を経過した者

ア. 取消する者については、返還脱退一時金相当額に利息を加算した額を返還します。

イ. 訂正する者については、訂正前の脱退一時金相当額から訂正後の脱退一時金相当額を控除して得た額に利息を加算した額を企業年金基金等へ返還または企業年金基金等から移換します。

利息の計算方法

利息は、脱退一時金相当額の移換を受けた日の属する月の翌月から返還または移換を受ける日の属する月までの期間に、該当者の中脱時算定日に応じた予定利率を年利率として単利計算します。(1円未満端数四捨五入)

利息計算の対象となる額は、上記②ア.の取消者については、すでに移換を受けた脱退一時金相当額から事務費の額を控除した額とし、②イ.の訂正者については、訂正前の脱退一時金相当額から訂正前の事務費の額を控除した額と、訂正後の脱退一時金相当額から訂正後の事務費の額を控除した額との差額とします。その差額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額について利息を計算します。

なお、差額が1,000円未満であるときは利息を計算しません。

(例： 5,642円→5,000円 ・ 980円→0円 (利息計算をしない))

(参考) 調整する脱退一時金相当額の計算

事例1 取消(脱退一時金相当額)

(脱退一時金相当額)	500,000 円
(事務費の額)	18,580 円
(喪失年月日)	平成 23 年 3 月 10 日
(脱退一時金相当額移換年月)	平成 23 年 7 月
(脱退一時金相当額調整分移換年月)	平成 24 年 2 月

最初の移換年月と今回の調整をした移換年月より経過月数を計算します。

調整分移換年月	平成 24 年 2 月
移換年月	— 平成 23 年 7 月
	<hr/>
	7 ヶ月

中脱時算定日における連合会の予定利率

平成 17 年 10 月 1 日以降・・・ 年 2.25%

利息計算の対象となる差額を計算します。

(脱退一時金相当額)	(事務費)
500,000 円	— 18,580 円 = 481,420 円
利息計算の対象となる差額	= 481,000 円 (1,000 円未満端数切捨て)

利息

(差額)	(利率)	(経過月数)
481,000 円	× 0.0225	× 7/12 = 6,313 円 (1 円未満端数四捨五入)

今回調整する脱退一時金相当額

(脱退一時金相当額)	— (定額事務費)	+ (利息)
500,000 円	— 1,100 円	+ 6,313 円
= 505,213 円 (連合会から確定給付企業年金へ返還)		

事例2 訂正（脱退一時金相当額）

（訂正前脱退一時金相当額）	300,000 円
（訂正前事務費の額）	11,543 円
（訂正後脱退一時金相当額）	350,000 円
（訂正後事務費の額）	13,287 円
（喪失年月日）	平成 23 年 3 月 31 日
（脱退一時金相当額移換年月）	平成 23 年 7 月
（脱退一時金相当額調整分移換年月）	平成 24 年 2 月

最初の移換年月と今回の調整をした移換年月より経過月数を計算します。

調整分移換年月	平成 24 年 2 月
移換年月	— 平成 23 年 7 月
	<hr/>
	7 ヶ月

中脱時算定日における連合会の予定利率

平成 17 年 10 月 1 日以降・・・ 年 2.25%

利息計算の対象となる差額を計算します。

（訂正前脱退一時金相当額－訂正前事務費の額）

$$300,000 \text{ 円} - 11,543 \text{ 円} = 288,457 \text{ 円} \cdots (\text{ア})$$

（訂正後脱退一時金相当額－訂正後事務費の額）

$$350,000 \text{ 円} - 13,287 \text{ 円} = 336,713 \text{ 円} \cdots (\text{イ})$$

$$\text{差額} = (\text{ア}) 288,457 \text{ 円} - (\text{イ}) 336,713 \text{ 円} = -48,256 \text{ 円}$$

$$\text{利息計算の対象となる差額} = -48,000 \text{ 円} \text{ (1,000 円未満端数切捨て)}$$

利息

（差額） （利率） （経過月数）

$$-48,000 \text{ 円} \times 0.0225 \times 7/12 = -630 \text{ 円} \text{ (1 円未満端数四捨五入)}$$

調整額

（脱退一時金相当額の差額） （利息）

$$(300,000 \text{ 円} - 350,000 \text{ 円}) + (-630 \text{ 円})$$

$$= -50,630 \text{ 円} \text{ (確定給付企業年金から連合会へ追加移換)}$$

< 参考 1 >

通算企業年金のご案内

通算企業年金は、確定給付企業年金があなたに支給すべき脱退一時金について、あなたの選択によりその相当額（以下「脱退一時金相当額」という。）を企業年金連合会（以下「連合会という。」）に移換することで連合会より支給される年金です。

以下に特徴等を示しますので、よくお読みいただいたうえで、連合会から年金(通算企業年金)として受け取るのか、または 加入していた確定給付企業年金から一時金(脱退一時金)として受け取るのかを選択してください。

1. 支給開始年齢および終身年金

通算企業年金は、65歳支給開始です。ただし、生年月日によって支給開始年齢は、次のように60歳から64歳となります。

なお、連合会が脱退一時金相当額の移換を受けたとき(連合会に申出した翌月末日)の年齢が支給開始年齢に達しているときは、そのときから年金を支給します。

また、**通算企業年金は終身(あなたが生存されている限り)支払われます。**

(表1) 支給開始年齢

【男子】

昭和28年4月1日までに生まれた方	60歳
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた方	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までの間に生まれた方	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた方	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた方	64歳
昭和36年4月2日以降に生まれた方	65歳

【女子】

昭和33年4月1日までに生まれた方	60歳
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた方	61歳
昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた方	62歳
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた方	63歳
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた方	64歳
昭和41年4月2日以降に生まれた方	65歳

【坑内員(坑内員としての厚生年金の被保険者期間が15年以上ある方)】

昭和33年4月1日までに生まれた方	60歳
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた方	61歳
昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた方	62歳
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた方	63歳
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた方	64歳
昭和41年4月2日以降に生まれた方	65歳

ポイント1

支給開始年齢が61歳以上の方は、60歳に達した日以降であって支給開始年齢に達する前に通算企業年金の支給開始時期を繰上げて請求することもできます。
この場合も通算企業年金は終身支払われますが、年金額は減額されます。

2. 通算企業年金額

通算企業年金の額は、次のように求めます。また、連合会ホームページ (<http://www.pfa.or.jp/chuto/shisan/chuto.php>) でも試算できます。

< Step1 >

脱退一時金相当額 - 1,100円 (定額事務費) = A

A ÷ 通算企業年金現価率1 (表2) = B

- ・ 定額事務費・・・ 1,100円
- ・ 通算企業年金現価率1 (表2)・・・ 脱退一時金相当額が移換された月の末日における年齢、性別および支給開始年齢 (表1) に応じた率を用います。
- ・ 端数処理・・・ 1円未満の端数は1円に切上げ

< Step2 >

A - 35,000円 (定率事務費の上限) = C

C ÷ 通算企業年金現価率2 (表3) = D

- ・ 定率事務費の上限・・・ 35,000円
- ・ 通算企業年金現価率2 (表3)・・・ 脱退一時金相当額が移換された月の末日における年齢、性別および支給開始年齢 (表1) に応じた率を用います。
- ・ 端数処理・・・ 1円未満の端数は1円に切上げ

< Step3 >

上記B、Dのうち、いずれか大きい額を通算企業年金額とします。

脱退一時金相当額が1,100円 (定額事務費) 以下の場合、通算企業年金を選択することはできません。

通算企業年金は、年金資産の運用状況等によっては、増額改定される場合があります。

連合会が脱退一時金相当額を受けた日において、既に連合会がその者について通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っていた場合は、今回の脱退一時金相当額に基づく通算企業年金額の計算においては、(表2)とあるのは(表4)に読み替

えます。

3 . 事務費

連合会が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、脱退一時金相当額の内から、定額事務費（受付、移換完了通知書の送付などに要する経費）と定率事務費（データ管理、振込手数料などに要する経費）が控除されます。

$$\text{定額事務費} = 1,100 \text{ 円（一律）}$$

$$\text{定率事務費} = (\text{脱退一時金相当額} - 1,100 \text{ 円}) - \underline{B} \times (\text{表 3})$$

Bは、「2. 通算企業年金額」の<Step1>で求めたBの額を使用します。

（ただし、定率事務費の額が35,000円をこえる場合には、定率事務費の額は35,000円とします。）

$$\text{事務費} = \text{定額事務費} + \text{定率事務費} \quad (1 \text{ 円未満端数切捨て})$$

(表2) 通算企業年金現価率 1

年齢	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳	7.6100	8.8062	7.2388	8.4347	6.8758	8.0713	6.5208	7.7158	6.1735	7.3682	5.8339	7.0281
16	7.7766	8.9991	7.3971	8.6193	7.0260	8.2478	6.6631	7.8945	6.3081	7.5290	5.9609	7.1813
17	7.9470	9.1963	7.5691	8.8081	7.1797	8.4283	6.8087	8.0568	6.4458	7.6934	6.0909	7.3380
18	8.1214	9.3980	7.7249	9.0011	7.3370	8.6128	6.9577	8.2331	6.5867	7.8616	6.2239	7.4983
19	8.2999	9.6043	7.8945	9.1985	7.4980	8.8016	7.1102	8.4133	6.7309	8.0336	6.3600	7.6621
20	8.4824	9.8151	8.0679	9.4003	7.6626	9.0045	7.2861	8.5717	6.8784	8.2094	6.4992	7.8297
21	8.6690	10.0308	8.2453	9.6067	7.8309	9.1919	7.4256	8.7662	7.0292	8.3993	6.6415	8.0011
22	8.8597	10.2514	8.4285	9.8178	8.0029	9.3938	7.5885	8.9760	7.1833	8.5732	6.7870	8.1764
23	9.0546	10.4769	8.6118	10.0337	8.1787	9.6002	7.7551	9.1761	7.3408	8.7614	6.9357	8.3557
24	9.2539	10.7076	8.8012	10.2545	8.3584	9.8113	7.9254	9.3778	7.5019	8.9537	7.0877	8.5390
25	9.4577	10.9434	8.9949	10.4802	8.5422	10.0271	8.0995	9.5839	7.6666	9.1504	7.2431	8.7264
26	9.6661	11.1844	9.1929	10.7108	8.7302	10.2477	8.2776	9.7946	7.8350	9.3514	7.4021	8.9180
27	9.8792	11.4308	9.3955	10.9467	8.9224	10.4731	8.4597	10.0100	8.0072	9.5569	7.5646	9.1138
28	10.0971	11.6827	9.6026	11.1878	9.1189	10.7037	8.6459	10.2302	8.1833	9.7671	7.7308	9.3140
29	10.3199	11.9403	9.8144	11.4344	9.3199	10.9395	8.8383	10.4554	8.3634	9.9819	7.9008	9.5188
30	10.5478	12.2037	10.0310	11.6865	9.5255	11.1805	9.0311	10.6857	8.5476	10.2063	8.0747	9.7282
31	10.7809	12.4731	10.2525	11.9443	9.7357	11.4271	9.2303	10.9211	8.7360	10.4216	8.2525	9.9423
32	11.0192	12.7485	10.4790	12.2079	9.9507	11.6791	9.4340	11.1619	8.9286	10.6560	8.4344	10.1612
33	11.2629	13.0302	10.7107	12.4775	10.1705	11.9369	9.6423	11.4082	9.1257	10.8910	8.6204	10.3851
34	11.5122	13.3182	10.9476	12.7532	10.3954	12.2066	9.8554	11.6600	9.3272	11.1313	8.8106	10.6141
35	11.7672	13.6131	11.1900	13.0354	10.6254	12.4705	10.0733	11.9178	9.5333	11.3773	9.0052	10.8486
36	12.0279	13.9147	11.4378	13.3242	10.8607	12.7465	10.2962	12.1816	9.7442	11.6290	9.2043	11.0885
37	12.2946	14.2231	11.6913	13.6194	11.1013	13.0289	10.5242	12.4513	9.9599	11.8864	9.4079	11.3338
38	12.5674	14.5386	11.9507	13.9214	11.3474	13.3177	10.7575	12.7272	10.1805	12.1497	9.6162	11.5847
39	12.8466	14.8612	12.2167	14.2303	11.5984	13.6131	10.9963	13.0094	10.4064	12.4190	9.8295	11.8414
40	13.1323	15.1915	12.4877	14.5464	11.8572	13.9154	11.2406	13.2983	10.6375	12.6946	10.0477	12.1042
41	13.4249	15.5293	12.7659	14.8698	12.1213	14.2248	11.4909	13.5938	10.8744	12.9767	10.2714	12.3731
42	13.7244	15.8750	13.0506	15.2007	12.3916	14.5413	11.7472	13.8962	11.1168	13.2653	10.5004	12.6482
43	14.0310	16.2287	13.3421	15.5394	12.6684	14.8652	12.0095	14.2057	11.3651	13.5607	10.7348	12.9298
44	14.3449	16.5906	13.6406	15.8859	12.9518	15.1966	12.2782	14.5225	11.6194	13.8630	10.9750	13.2180
45	14.6664	16.9610	13.9464	16.2406	13.2422	15.5359	12.5535	14.8467	11.8799	14.1725	11.2212	13.5131
46	14.9957	17.3402	14.2596	16.6037	13.5396	15.8832	12.8355	15.1786	12.1469	14.4894	11.4734	13.8152
47	15.3331	17.7283	14.5805	16.9753	13.8445	16.2388	13.1246	15.5184	12.4205	14.8138	11.7320	14.1246
48	15.6788	18.1257	14.9094	17.3558	14.1569	16.6028	13.4209	15.8663	12.7011	15.1460	11.9971	14.4414
49	16.0333	18.5325	15.2466	17.7455	14.4772	16.9757	13.7248	16.2227	12.9889	15.4862	12.2691	14.7659
50	16.3967	18.9492	15.5924	18.1446	14.8058	17.3575	14.0365	16.5877	13.2841	15.8348	12.5483	15.0983
51	16.7695	19.3760	15.9472	18.5533	15.1430	17.7487	14.3564	16.9617	13.5872	16.1919	12.8349	15.4389
52	17.1518	19.8130	16.3111	18.9719	15.4889	18.1493	14.6847	17.3447	13.8982	16.5577	13.1291	15.7879
53	17.5441	20.2604	16.6846	19.4005	15.8439	18.5595	15.0217	17.7369	14.2176	16.9323	13.4312	16.1453
54	17.9468	20.7186	17.0680	19.8395	16.2085	18.9796	15.3679	18.1386	14.5458	17.3160	13.7417	16.5114
55	18.3600	21.1877	17.4615	20.2890	16.5828	19.4099	15.7233	18.5501	14.8828	17.7090	14.0607	16.8865
56	18.7842	21.6683	17.8656	20.7494	16.9671	19.8506	16.0884	18.9716	15.2280	18.1117	14.3885	17.2707
57	19.2195	22.1604	18.2803	21.2209	17.3616	20.3021	16.4632	19.4033	15.5845	18.5242	14.7252	17.6644
58	19.6662	22.6644	18.7059	21.7039	17.7667	20.7645	16.8481	19.8456	15.9467	18.9469	15.0711	18.0679
59	20.1248	23.1807	19.1429	22.1987	18.1826	21.2383	17.2434	20.2968	16.3249	19.3800	15.4265	18.4813
60	20.5959	23.7079	19.5920	22.7058	18.6101	21.7238	17.6498	20.7634	16.7107	19.8240	15.7922	18.9051
61	20.0538	23.2255	19.0538	22.2216	18.0680	21.2396	17.1078	20.2792	16.1686	19.3398	15.4389	18.3398
62	19.5026	22.7319	18.5026	21.7319	17.5269	20.7319	16.5887	19.7899	15.6566	18.8566	15.0666	17.8766
63	18.9428	22.2920	18.0428	21.2920	17.0428	20.2920	16.0428	19.3428	15.1899	18.4128	14.6128	17.4128
64	18.3751	21.7166	17.4751	20.7166	16.4751	19.7166	15.4751	18.7166	14.6128	17.8166	14.0628	16.8128
65	17.7999	21.1950	16.8999	20.1950	15.8999	19.1950	14.8999	18.1950	14.0628	17.2166	13.4128	16.2128

年齢	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
66歳	17.2178	20.6843	17.2178	20.6843	17.2178	20.6843	17.2178	20.6843	17.2178	20.6843	17.2178	20.6843
67	16.6289	19.5762	16.6289	19.5762	16.6289	19.5762	16.6289	19.5762	16.6289	19.5762	16.6289	19.5762
68	16.0335	18.4635	16.0335	18.4635	16.0335	18.4635	16.0335	18.4635	16.0335	18.4635	16.0335	18.4635
69	15.4320	17.3508	15.4320	17.3508	15.4320	17.3508	15.4320	17.3508	15.4320	17.3508	15.4320	17.3508
70	14.8248	16.2381	14.8248	16.2381	14.8248	16.2381	14.8248	16.2381	14.8248	16.2381	14.8248	16.2381
71	14.2131	15.1254	14.2131	15.1254	14.2131	15.1254	14.2131	15.1254	14.2131	15.1254	14.2131	15.1254
72	13.5992	14.0127	13.5992	14.0127	13.5992	14.0127	13.5992	14.0127	13.5992	14.0127	13.5992	14.0127
73	12.9853	12.9000	12.9853	12.9000	12.9853	12.9000	12.9853	12.9000	12.9853	12.9000	12.9853	12.9000
74	12.3714	11.7873	12.3714	11.7873	12.3714	11.7873	12.3714	11.7873	12.3714	11.7873	12.3714	11.7873
75	11.7575	10.6746	11.7575	10.6746	11.7575	10.6746	11.7575	10.6746	11.7575	10.6746	11.7575	10.6746
76	11.1436	9.5619	11.1436	9.5619	11.1436	9.5619	11.1436	9.5619	11.1436	9.5619	11.1436	9.5619
77	10.5297	8.4492	10.5297	8.4492	10.5297	8.4492	10.5297	8.4492	10.5297	8.4492	10.5297	8.4492
78	9.9158	7.3365	9.9158	7.3365	9.9158	7.3365	9.9158	7.3365	9.9158	7.3365	9.9158	7.3365
79	9.3019	6.2238	9.3019	6.2238	9.3019	6.2238	9.3019	6.2238	9.3019	6.2238	9.3019	6.2238
80	8.6880	5.1111	8.6880	5.1111	8.6880	5.1111	8.6880	5.1111	8.6880	5.1111	8.6880	5.1111
81	8.0741	4.0000	8.0741	4.0000	8.0741	4.0000	8.0741	4.0000	8.0741	4.0000	8.0741	4.0000
82	7.4602	2.8873	7.4602	2.8873	7.4602	2.8873	7.4602	2.8873	7.4602	2.8873	7.4602	2.8873
83	6.8463	1.7746	6.8463	1.7746	6.8463	1.7746	6.8463	1.7746	6.8463	1.7746	6.8463	1.7746
84	6.2324	0.6619	6.2324	0.6619	6.2324	0.6619	6.2324	0.6619	6.2324	0.6619	6.2324	0.6619
85	5.6185	-0.4508	5.6185	-0.4508	5.6185	-0.4508	5.6185	-0.4508	5.6185	-0.4508	5.6185	-0.4508
86	5.0046	-1.5635	5.0046	-1.5635	5.0046	-1.5635	5.0046	-1.5635	5.0046	-1.5635	5.0046	-1.5635
87	4.3907	-2.6762	4.3907	-2.6762	4.3907	-2.6762	4.3907	-2.6762	4.3907	-2.6762	4.3907	-2.6762
88	3.7768	-3.7889	3.7768	-3.7889	3.7768	-3.7889	3.7768	-3.7889	3.7768	-3.7889	3.7768	-3.7889
89	3.1629	-4.9016	3.1629	-4.9016	3.1629	-4.9016	3.1629	-4.9016	3.1629	-4.9016	3.1629	-4.9016
90	2.5490	-6.0143	2.5490	-6.0143	2.5490	-6.0143	2.5490	-6.0143	2.5490	-6.0143	2.5490	-6.0143
91	1.9351	-7.1270	1.9351	-7.1270	1.9351	-7.1270	1.9351	-7.1270	1.9351	-7.1270	1.9351	-7.1270
92	1.3212	-8.2397	1.3212	-8.2397	1.3212	-8.2397	1.3212	-8.2397	1.3212	-8.2397	1.3212	-8.2397
93	0.7073	-9.3524	0.7073	-9.3524	0.7073	-9.3524	0.7073</					

(表3) 通算企業年金現価率2

年齢	60歳				61歳				62歳				63歳				64歳				65歳										
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子							
15歳	7.3095	8.4477	6.9468	8.0851	7.7304	6.2452	7.3835	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
16	7.4742	8.6380	7.1034	8.2672	7.9045	6.3860	7.5498	6.0391	7.2029	6.8636	7.8636	6.2452	7.3835	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124		
17	7.6428	8.8325	7.2836	8.4533	8.0825	6.5301	7.1988	6.1754	7.3651	7.0382	8.0382	6.3860	7.5498	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124		
18	7.8152	9.0315	7.4275	8.6437	8.2646	6.6775	7.8937	6.3148	7.5310	7.1763	8.1763	6.5301	7.1988	6.1754	7.3651	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
19	7.9916	9.2349	7.5952	8.8385	8.4508	6.8283	8.0716	6.4574	7.7007	7.3381	8.3381	6.6775	7.8937	6.3148	7.5310	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
20	8.1721	9.4430	7.7667	9.0376	8.6412	7.0703	8.6412	6.6034	7.8743	7.5035	8.5035	6.8283	8.0716	6.4574	7.7007	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
21	8.3566	9.6558	7.9421	9.2413	8.8360	7.1403	8.4395	6.7526	8.0518	7.6726	8.6726	7.0703	8.6412	6.6034	7.8743	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
22	8.5452	9.8734	8.1214	9.4496	7.7089	7.3016	8.6298	6.9052	8.2334	7.8456	8.4561	7.1403	8.4395	6.7526	8.0518	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
23	8.7380	10.0960	8.3047	9.6627	7.8809	7.4664	8.8244	7.0611	8.4191	8.2626	8.4773	7.3016	8.6298	6.9052	8.2334	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
24	8.9352	10.3237	8.4921	9.8906	8.0588	7.6350	9.0235	7.2205	8.6090	8.2036	8.4773	7.4664	8.8244	7.0611	8.4191	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
25	9.1368	10.5565	8.6838	10.1034	8.2407	7.8073	9.2270	7.3835	8.8032	8.3887	8.4773	7.6350	9.0235	7.2205	8.6090	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
26	9.3430	10.7944	8.8797	10.3312	8.4267	7.9836	9.4350	7.5503	9.0017	8.5779	8.4773	7.8073	9.2270	7.3835	8.8032	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
27	9.5399	11.0377	9.0802	10.5640	8.6169	8.1639	9.6477	7.7208	9.2046	8.7713	8.4773	7.9836	9.4350	7.5503	9.0017	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
28	9.7695	11.2865	9.2851	10.8022	8.8115	8.3482	9.8652	7.8951	9.4122	8.9691	8.4773	8.1639	9.6477	7.7208	9.2046	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
29	9.9900	11.5409	9.4948	11.0457	9.0104	8.5368	10.0876	8.0735	9.6244	9.1713	8.4773	8.3482	9.8652	7.8951	9.4122	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
30	10.2155	11.8011	9.7092	11.2947	9.2139	8.7296	10.3151	8.2559	9.8414	9.3782	8.4773	8.5368	10.0876	8.0735	9.6244	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
31	10.4462	12.0671	9.9284	11.5494	9.4221	11.0430	10.5477	8.4425	10.0634	9.5897	8.4773	8.7296	10.3151	8.2559	9.8414	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
32	10.6821	12.3392	10.1527	11.8098	9.6349	11.2920	10.7856	8.6333	10.2904	9.8061	8.4773	8.9284	11.5494	9.4221	11.0430	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
33	10.9234	12.6175	10.3820	12.0761	9.8526	11.5467	9.3349	11.0289	8.8285	10.5226	10.0273	9.6349	11.2920	10.7856	8.6333	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
34	11.1702	12.9020	10.6166	12.3465	10.0753	11.8072	9.5459	11.2778	9.0281	10.7600	10.2536	9.8526	11.5467	9.3349	11.0289	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
35	11.4226	13.1934	10.8666	12.6274	10.3031	12.0739	9.7617	11.5326	9.2323	11.0032	10.4854	10.0753	11.8072	9.5459	11.2778	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
36	11.6807	13.4914	11.1020	12.9127	10.5361	12.3467	9.9826	11.7932	9.4412	11.2519	10.7225	11.4226	13.1934	10.8666	12.6274	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
37	11.9448	13.7962	11.3531	13.2045	10.7744	12.6258	10.2648	12.0598	9.6549	11.5063	11.1630	11.6807	13.4914	11.1020	12.9127	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
38	12.2149	14.1080	11.6099	13.5023	11.0181	12.9112	10.4394	12.3325	9.8735	11.7666	11.2130	11.9448	13.7962	11.3531	13.2045	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
39	12.4914	14.4269	11.8727	13.8082	11.2677	13.2022	10.6760	12.6115	10.0973	12.0353	11.4686	12.2149	14.1080	11.6099	13.5023	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
40	12.7742	14.7532	12.1416	14.1027	11.5230	13.5022	10.9179	12.8970	10.3262	12.3028	11.7266	12.4914	14.4269	11.8727	13.8082	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
41	13.0639	15.0872	12.4171	14.4404	11.7846	13.8078	11.1659	13.1892	10.5609	12.5841	11.9924	12.7742	14.7532	12.1416	14.1027	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
42	13.3604	15.4289	12.6991	14.7675	12.0523	14.1207	11.4197	13.4882	10.8011	12.8695	12.2645	13.0639	15.0872	12.4171	14.4404	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
43	13.6639	15.7785	12.9877	15.1023	12.3263	14.4409	11.6795	13.7941	11.0470	13.1616	10.4283	12.5841	13.3604	15.4289	12.6991	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
44	13.9747	16.1363	13.2832	15.4449	12.6070	14.7686	11.9457	14.1073	11.2989	13.4605	10.8279	13.6639	15.7785	12.9877	15.1023	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
45	14.2929	16.5026	13.5859	15.7955	12.8945	15.0441	12.2183	14.4279	11.5669	13.7665	10.9101	13.9747	16.1363	13.2832	15.4449	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
46	14.6189	16.8774	13.8960	16.1545	13.1890	15.4475	12.4975	14.7561	11.8213	14.0798	11.1600	14.2929	16.5026	13.5859	15.7955	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
47	14.9529	17.2612	14.2137	16.5220	13.4908	15.7991	12.7838	15.0921	12.0923	14.4006	11.4161	14.6189	16.8774	13.8960	16.1545	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124	6.1269	7.2651	6.0391	7.1788	6.0391	7.1788	5.9060	7.0442	5.7442	6.7124
48	15.2950	17.6540	14.5392	16.8982	13.8000	16.1590	13.0771	15.4361	12.3701	14.7291	11.6377	14.9529	17.2612	14.2137	16.5220	6.															

(表4) 通算企業年金現価率3

年齢	60歳				61歳				62歳				63歳				64歳				65歳			
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
15歳	7.4393	8.5851	7.0762	7.8669	6.3739	7.5197	6.0343	7.1800	5.7022	6.8479	5.2100	5.8719	4.7300	5.3500	4.8000	5.1000	4.6000	4.9000	4.4000	4.7000	4.2000	4.5000	4.0000	4.3000
16	7.6035	8.7749	7.2323	8.0437	6.8692	8.0406	6.1642	7.6856	6.1669	7.3383	5.8273	6.9687	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
17	7.7715	8.9690	7.3920	8.2812	7.0208	8.2182	6.5177	7.8552	6.3027	7.5001	5.9554	7.1528	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
18	7.9435	9.1675	7.5554	8.3999	7.1758	8.3999	6.8046	8.0286	6.4415	7.6856	6.0865	7.3105	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
19	8.1194	9.3706	7.7225	8.5856	7.3344	8.5856	6.9549	8.2080	6.5837	7.8348	6.2206	7.4717	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
20	8.2993	9.5762	7.8935	8.7756	7.4967	8.7756	7.1086	8.3079	6.3579	7.6367	6.3579	7.6367	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
21	8.4833	9.7906	8.0684	8.9699	7.6627	8.9699	7.2658	8.5731	6.8777	8.1850	6.4982	7.8054	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
22	8.6714	10.0078	8.2472	9.1687	7.8323	9.1687	7.4265	8.7629	7.0297	8.3660	6.6416	7.9779	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
23	8.8636	10.2299	8.4299	9.3719	7.9962	9.3719	7.5908	8.9571	7.1851	8.5513	6.7682	8.1544	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
24	9.0602	10.4571	8.6167	9.5799	8.1830	9.5799	7.7588	9.1556	7.3439	8.7407	6.9382	8.3350	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
25	9.2613	10.6895	8.8078	9.7925	8.3643	9.7925	7.9306	9.3587	7.5064	8.9345	7.0915	8.5196	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
26	9.4669	10.9270	9.0032	10.0097	8.5497	10.0097	8.1062	9.5662	7.6725	9.1325	7.2483	8.7082	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
27	9.6772	11.1698	9.2031	10.2319	8.7394	10.2319	8.2659	9.7784	7.8424	9.3349	7.4087	8.9011	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
28	9.8922	11.4181	9.4074	10.4591	8.9333	10.4591	8.4696	9.9954	8.0162	9.5419	7.5727	9.0894	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
29	10.1122	11.6720	9.6165	10.6915	9.1317	10.6915	8.6576	10.2173	8.1939	9.7536	7.7404	9.3001	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
30	10.3371	11.9316	9.8303	10.9291	9.3346	10.9291	8.8498	10.4443	8.3757	9.9702	7.9120	9.5065	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
31	10.5672	12.1972	10.0489	11.1721	9.5421	11.1721	9.0464	10.6764	8.5616	10.1916	8.0875	9.7733	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
32	10.8024	12.4688	10.2726	11.3989	9.7543	11.3989	9.2475	10.9138	8.7518	10.4181	8.2671	9.9333	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
33	11.0431	12.7465	10.5013	12.2047	9.9714	11.6748	9.4532	11.1565	8.9463	10.6467	8.4507	10.1540	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
34	11.2892	13.0306	10.7352	12.4766	10.1934	11.9348	9.6636	11.4049	9.1463	10.8866	8.6385	10.3798	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
35	11.5410	13.3214	10.9745	12.7549	10.4205	12.2009	9.8787	11.6591	9.3489	11.1282	8.8306	10.6109	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
36	11.7985	13.6189	11.2193	13.0397	10.6529	12.4732	10.0989	11.9192	9.5571	11.3774	9.0272	10.8475	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
37	12.0619	13.9232	11.4697	13.3309	10.8905	12.7517	10.3240	12.1852	9.7701	11.6312	9.2283	11.0894	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
38	12.3314	14.2344	11.7258	13.6288	11.1336	13.0366	10.5544	12.4574	9.9880	11.8909	9.4340	11.3369	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
39	12.6072	14.5528	11.9880	13.9336	11.3825	13.3280	10.7902	12.7358	10.2111	12.1566	9.6402	11.5901	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
40	12.8893	14.8786	12.2552	14.2455	11.6371	13.6283	11.0351	13.0207	10.4393	12.4285	9.8622	11.8493	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
41	13.1784	15.2120	12.5311	14.5646	11.8980	13.9315	11.2788	13.3123	10.6733	12.7068	10.0811	12.1145	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
42	13.4742	15.5531	12.8123	14.8912	12.1650	14.2438	11.5319	13.6107	10.9128	12.9915	10.3072	12.3660	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
43	13.7770	15.9022	13.1003	15.2254	12.4384	14.5635	11.7910	13.9161	11.1580	13.2830	10.5388	12.6638	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
44	14.0871	16.2594	13.3951	15.5674	12.7184	14.8906	12.0565	14.2267	11.4091	13.5813	10.7761	12.9482	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
45	14.4047	16.6251	13.6971	15.9175	13.0051	15.2255	12.3284	14.5487	11.6665	13.8868	11.0192	13.2394	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
46	14.7300	16.9994	14.0065	16.2759	13.2989	15.5683	12.6069	14.8763	11.9302	14.1995	11.2683	13.5375	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
47	15.0633	17.3825	14.3235	16.6428	13.6000	15.9193	12.8925	15.2171	12.2005	14.5196	11.5237	13.8428	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
48	15.4047	17.7748	14.6483	17.0184	13.9086	16.2786	13.1851	15.5551	12.4775	14.8475	11.7655	14.1555	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
49	15.7548	18.1765	14.9814	17.4031	14.2250	16.6466	13.4852	15.9069	12.7617	15.1834	12.0642	14.4758	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
50	16.1137	18.5879	15.3229	17.7971	14.5495	17.0236	13.7931	16.2672	13.0523	15.5274	12.3298	14.8039	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
51	16.4818	19.0092	15.6732	18.2006	14.8824	17.4098	14.1090	16.6364	13.3526	15.8799	12.6128	15.1402	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
52	16.8593	19.4407	16.0325	18.6139	15.2239	17.8053	14.4331	17.0145	13.6597	16.2410	12.9033	15.4646	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
53	17.2466	19.8825	16.4012	19.0371	15.5744	18.2103	14.7658	17.4073	13.9750	16.6109	13.2016	15.8374	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
54	17.6440	20.3350	16.7796	19.4705	15.9342	18.6251	15.1074	17.7963	14.2988	16.9897	13.5080	16.1969	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
55	18.0519	20.7993	17.1681	19.9144	16.3036	19.0500	15.4883	18.2046	14.6315	17.3778	13.8229	16.5692	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
56	18.4705	21.2728	17.5668	20.3691	16.6829	19.4852	15.8185	18.6208	14.9731	17.7754	14.1463	16.9486	5.4000	6.0500	5.5000	6.1000	5.6000	6.2000	5.7000	6.3000	5.8000	6.4000	5.9000	6.5000
57	18.9000	21.7588	17.9759	20.8347	17.0722	19.9310	16.1884	19.0471	15.3239	18.1827	14.4786	17.337												

保証期間

通算企業年金の保証期間とは、その間に死亡により年金を受取れなくなったり、年金での受取りから一時金での受取りに代えた場合に、残りの保証期間に応じて死亡一時金や選択一時金を受取ることができる期間のことで、支給開始から 80 歳までとなります。ただし、支給開始年齢が 65 歳以降の場合は次に示す保証期間となります。

(表 5) 65 歳以降支給開始の通算企業年金の保証期間

支給開始年齢	保証期間
65 歳	15 年
66	14
67	13
68	12
69	11
70	10
71	9
72	9
73	8
74	8
75	7
76	7
77	6
78	6
79	5
80	5
81	4
82	4
83	3
84	3
85	2
86	2
87 歳以上	1

(注) 年齢に 1 歳未満の端数月がある場合の保証期間は次式による。

A 歳 B 月の保証期間 =

$$A \text{ 歳の保証期間} + \{ (A + 1) \text{ 歳の保証期間} - A \text{ 歳の保証期間} \} \times B / 12$$

4 . 一時金

(1) 選択一時金

あなたに次に掲げるいずれかの事情がある場合には、通算企業年金の受給に代えて選択一時金を受給することもできます。**ただし、支給開始前の場合は、どのような理由であっても選択一時金を受給することはできません。**

- (ア) あなた、またはあなたの属する世帯の生計を主として維持している方が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
- (イ) あなたが債務を弁済することが困難な場合
- (ウ) あなたが心身に重大な障害を受け、または長期間入院した場合
- (エ) その他(ア)～(ウ)に準ずる事情がある場合

選択一時金の額は請求の時期により次のようになります。

年金の裁定請求と同時に選択の場合

選択一時金額 = 通算企業年金額 × 選択一時金支給乗率(表6)

- ・ 選択一時金支給乗率(表6)・・・ 「4.保証期間」に応じた率を用います。
- ・ 端数処理・・・ 1円未満の端数は1円に切上げ
- ・ **ただし、選択一時金額が(脱退一時金相当額 - 事務費)を下回る場合は、(脱退一時金相当額 - 事務費)を選択一時金額とします。(最低保証)**

(表6) 選択一時金支給乗率

保証期間	乗率
20年	16.1127
19	15.4659
18	14.8046
17	14.1283
16	13.4369
15	12.7299
14	12.0070
13	11.2678
12	10.5120
11	9.7392
10	8.9490
9	8.1410
8	7.3148
7	6.4701
6	5.6063
5	4.7231
4	3.8201
3	2.8967
2	1.9525
1	0.9871
0	0.0000

(注)保証期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は次式による。

A年B月の支給乗率 =

$$A \text{ 年の支給乗率} + \{ (A + 1) \text{ 年の支給乗率} - A \text{ 年の支給乗率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位四捨五入)

ポイント2

- ・ 脱退一時金相当額から事務費を控除した額を最低保証額としますので、移換時から選択一時金の請求(年金支給開始年齢)までの期間が短いと、選択一時金の額が脱退一時金相当額を下回る場合があります。
- ・ 年金の裁定請求と同時に選択一時金を選択する場合は、通算企業年金の半分(50%)を一時金選択することもできます。

保証期間内に選択の場合

保証期間内に選択一時金を選択した場合は、残存保証期間に応じた選択一時金となります。

$$\text{選択一時金額} = \text{通算企業年金額} \times \text{選択一時金支給乗率(表7)}$$

- ・ 端数処理・・・ 1円未満の端数は1円に切上げ

(表7) 選択一時金支給乗率

残存保証期間	乗率
20年	16.1127
19	15.4659
18	14.8046
17	14.1283
16	13.4369
15	12.7299
14	12.0070
13	11.2678
12	10.5120
11	9.7392
10	8.9490
9	8.1410
8	7.3148
7	6.4701
6	5.6063
5	4.7231
4	3.8201
3	2.8967
2	1.9525
1	0.9871
0	0.0000

(注)残存保証期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は次式による。

A年B月の支給乗率 =

$$A \text{ 年の支給乗率} + \{ (A + 1) \text{ 年の支給乗率} - A \text{ 年の支給乗率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位四捨五入)

【参考】保証期間内に一時金選択した場合の受取総額

年金の保証期間内に一時金選択した場合の受取総額は、次のようになります。

< 例 1 : 受取総額が脱退一時金相当額を上回るケース >

連合会に移換時の年齢:20 歳

性別:男性

年金支給開始年齢:65 歳

脱退一時金相当額:100 万円

選択時期:年金を 1 年間受給後に一時金選択

通算企業年金額は、「2.通算企業年金額」に基づき、

$$A = 1,000,000 \text{ 円} - 1,100 \text{ 円}$$

$$B = A \div 6.4992 = 153,696 \text{ (1 円未満端数切上げ)}$$

$$C = A - 35,000 \text{ 円}$$

$$D = C \div 6.2325 = 154,658 \text{ (1 円未満端数切上げ)}$$

通算企業年金額 = 154,658 円 (B、Dのうち、いずれか大きい額)

1 年間の年金支給額 = 154,658 円

保証期間は 80 歳までですから、残存保証期間は 14 年となりますので、

選択一時金 = 年金額 × 12.0070

$$= 154,658 \text{ 円} \times 12.0070$$

$$= 1,856,979 \text{ 円 (1 円未満端数切上げ)}$$

1 年間の年金支給額 + 選択一時金

$$= 2,011,637 \text{ 円} > \text{脱退一時金相当額 (1,000,000 円)}$$

< 例 2 : 受取総額が脱退一時金相当額とほぼ同程度のケース >

連合会に移換時の年齢:48 歳

性別:男性

年金支給開始年齢:65 歳

脱退一時金相当額:100 万円

選択時期:年金を 1 年間受給後に一時金選択

通算企業年金額は、「2.通算企業年金額」に基づき、

$$A = 1,000,000 \text{ 円} - 1,100 \text{ 円}$$

$$B = A \div 11.9971 = 83,262 \text{ 円 (1 円未満端数切上げ)}$$

$$C = A - 35,000 \text{ 円}$$

$$D = C \div 11.6787 = 82,535 \text{ 円 (1 円未満端数切上げ)}$$

通算企業年金額 = 83,262 円 (B、Dのうち、いずれか大きい額)
 1年間の年金支給額 = 83,262 円
 保証期間は 80 歳までですから、残余保証期間は 14 年となりますので、
 選択一時金 = 年金額 × 12.0070
 = 83,262 円 × 12.0070
 = 999,727 円 (1 円未満端数切上げ)
 1年間の年金支給額 + 選択一時金
 = 1,082,989 円 脱退一時金相当額 (1,000,000 円)

< 例 3 : 受取総額が脱退一時金相当額を下回るケース >

連合会に移換時の年齢:60 歳
 性別:男性
 年金支給開始年齢:60 歳
 脱退一時金相当額:100 万円
 選択時期:年金を 1 年間受給後に一時金選択

通算企業年金額は、「2.通算企業年金額」に基づき、
 A = 1,000,000 円 - 1,100 円
 B = A ÷ 20.5959 = 48,500 円 (1 円未満端数切上げ)
 C = A - 35,000 円
 D = C ÷ 20.1559 = 47,823 円 (1 円未満端数切上げ)
 通算企業年金額 = 48,500 円 (B、Dのうち、いずれか大きい額)
 1年間の年金支給額 = 48,500 円
 保証期間は 80 歳までですから、残存保証期間は 19 年となりますので、
 選択一時金 = 年金額 × 15.4659
 = 48,500 円 × 15.4659
 = 750,097 円 (1 円未満端数切上げ)
 1年間の年金支給額 + 選択一時金
 = 798,597 円 < 脱退一時金相当額 (1,000,000 円)

ポイント 3

年金支給開始後に選択一時金を選択した場合、年金支給開始から選択一時金を選択するまでの年金の合計と選択一時金を合わせても、脱退一時金よりも少ない場合があります。

もちろん通算企業年金は終身年金ですので、長生きをして年金として受取り続ければ受取総額は脱退一時金相当額を上回ってきます。

ご自分で試算されることをお勧めします。

(2) 死亡一時金

年金の支給開始前または保証期間内に亡くなられた場合には、遺族の方に死亡一時金が支給されます。

年金の支給開始前に死亡の場合

死亡一時金額

$$= \text{通算企業年金額} \times \text{死亡一時金支給乗率(表 8)}$$

・死亡一時金支給乗率(表 8)

支給開始年齢(表 1)および死亡時の年齢に応じた率を用います。

・端数処理・・・1円未満の端数は1円に切上げ

・ただし、死亡一時金額が(脱退一時金相当額 - 事務費)を下回る場合は、(脱退一時金相当額 - 事務費)を死亡一時金額とします。(最低保証)

(表8) 支給開始年齢別、死亡時の年齢による死亡一時金支給乗率

死亡時の年齢	支給開始年齢					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
15	5.9200	5.5573	5.2026	4.8557	4.5164	4.1846
16	6.0532	5.6823	5.3197	4.9650	4.6181	4.2788
17	6.1894	5.8102	5.4393	5.0767	4.7220	4.3751
18	6.3286	5.9409	5.5617	5.1909	4.8282	4.4735
19	6.4710	6.0746	5.6869	5.3077	4.9368	4.5742
20	6.6166	6.2113	5.8148	5.4271	5.0479	4.6771
21	6.7655	6.3510	5.9457	5.5492	5.1615	4.7823
22	6.9177	6.4939	6.0794	5.6741	5.2776	4.8899
23	7.0734	6.6400	6.2162	5.8017	5.3964	4.9999
24	7.2325	6.7894	6.3561	5.9323	5.5178	5.1124
25	7.3953	6.9422	6.4991	6.0658	5.6420	5.2275
26	7.5616	7.0984	6.6453	6.2022	5.7689	5.3451
27	7.7318	7.2581	6.7948	6.3418	5.8987	5.4654
28	7.9057	7.4214	6.9477	6.4845	6.0314	5.5883
29	8.0836	7.5884	7.1041	6.6304	6.1671	5.7141
30	8.2655	7.7591	7.2639	6.7796	6.3059	5.8426
31	8.4515	7.9337	7.4273	6.9321	6.4478	5.9741
32	8.6416	8.1122	7.5945	7.0881	6.5928	6.1085
33	8.8361	8.2947	7.7653	7.2476	6.7412	6.2460
34	9.0349	8.4814	7.9400	7.4106	6.8929	6.3865
35	9.2382	8.6722	8.1187	7.5774	7.0479	6.5302
36	9.4460	8.8673	8.3014	7.7479	7.2065	6.6771
37	9.6586	9.0668	8.4881	7.9222	7.3687	6.8273
38	9.8759	9.2709	8.6791	8.1004	7.5345	6.9810
39	10.0981	9.4794	8.8744	8.2827	7.7040	7.1380
40	10.3253	9.6927	9.0741	8.4691	7.8773	7.2986
41	10.5576	9.9108	9.2783	8.6596	8.0546	7.4629
42	10.7952	10.1338	9.4870	8.8545	8.2358	7.6308
43	11.0381	10.3618	9.7005	9.0537	8.4211	7.8025
44	11.2864	10.5950	9.9187	9.2574	8.6106	7.9780
45	11.5404	10.8334	10.1419	9.4657	8.8043	8.1575
46	11.8000	11.0771	10.3701	9.6787	9.0024	8.3411
47	12.0655	11.3263	10.6034	9.8964	9.2050	8.5287
48	12.3370	11.5812	10.8420	10.1191	9.4121	8.7206
49	12.6146	11.8418	11.0859	10.3468	9.6239	8.9169
50	12.8984	12.1082	11.3354	10.5796	9.8404	9.1175
51	13.1886	12.3806	11.5904	10.8176	10.0618	9.3226
52	13.4854	12.6592	11.8512	11.0610	10.2882	9.5324
53	13.7888	12.9440	12.1179	11.3099	10.5197	9.7469
54	14.0990	13.2353	12.3905	11.5644	10.7564	9.9662
55	14.4163	13.5331	12.6693	11.8246	10.9984	10.1904
56	14.7406	13.8376	12.9544	12.0906	11.2459	10.4197
57	15.0723	14.1489	13.2458	12.3626	11.4989	10.6541
58	15.4114	14.4673	13.5439	12.6408	11.7576	10.8939
59	15.7582	14.7928	13.8486	12.9252	12.0222	11.1390
60	16.1127	15.1256	14.1602	13.2160	12.2927	11.3896
61	-	15.4659	14.4788	13.5134	12.5692	11.6459
62	-	-	14.8046	13.8175	12.8520	11.9079
63	-	-	-	14.1283	13.1412	12.1758
64	-	-	-	-	13.4369	12.4498
65	-	-	-	-	-	12.7299

(注)死亡時年齢に1歳未満の端数月がある場合の率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の率} = A \text{ 歳の率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位四捨五入)

保証期間内に死亡の場合

年金支給開始後で保証期間内に死亡された場合は、残存保証期間に応じた死亡一時金となります。

死亡一時金額

$$= \text{通算企業年金額} \times \text{死亡一時金支給乗率(表 9)}$$

- ・死亡一時金支給乗率(表 9)・・・ 残存保証期間に応じた率を用います。
- ・端数処理・・・ 1 円未満の端数は 1 円に切上げ

(表 9) 死亡一時金支給乗率

残存保証期間	乗率
20 年	16.1127
19	15.4659
18	14.8046
17	14.1283
16	13.4369
15	12.7299
14	12.0070
13	11.2678
12	10.5120
11	9.7392
10	8.9490
9	8.1410
8	7.3148
7	6.4701
6	5.6063
5	4.7231
4	3.8201
3	2.8967
2	1.9525
1	0.9871
0	0.0000

(注)残存保証期間に 1 年未満の端数月がある場合の支給乗率は次式による。

A 年 B 月の支給乗率 =

$$A \text{ 年の支給乗率} + \{ (A + 1) \text{ 年の支給乗率} - A \text{ 年の支給乗率} \} \times B / 12$$

(小数点以下第 5 位四捨五入)

ポイント 4

年金支給開始後の死亡の場合は、年金支給開始前の死亡とは異なり、死亡一時金額の最低保証はありません。このため、年金支給開始から亡くなるまでの年金受取総額と死亡一時金を合わせても、脱退一時金よりも少ない場合があります。

具体的な計算例は、「【参考】保証期間内に一時金選択した場合の受取総額」と同様になりますので、一時金選択時期を死亡時期と読替えてご確認ください。

【参考】通算企業年金(確定給付企業年金由来)の税制及び源泉徴収

(1)移換時

脱退一時金相当額の連合会への移換にあたっては、非課税となります。

(2)給付時

確定給付企業年金の脱退一時金相当額をもとに連合会から支給される通算企業年金は、年金の支給額の多寡にかかわらず、源泉徴収の対象となり課税されます(公的年金等控除の対象)。ただし、中途脱退者が負担した掛金がある場合には、その掛金に相当する額(本人拠出相当額)は課税の対象となりません。

<源泉徴収税額の計算式>

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{年金支給額}^* - \text{控除額}(\text{年金支給額}^* \times 25\%) \} \times 10\% \\ \text{年金支給額}^* \times 7.5\%$$

*中途脱退者が負担した掛金がある場合には、本人が拠出した掛金に見合った額が年金支給額から控除されます。

< 参考 2 >

年企発第 0705001 号
平成 17 年 7 月 5 日
(改正 平成 17 年 9 月 30 日年企発第 0930004 号)

地方厚生(支)局長 殿

企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

国民年金法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 104 号)の一部が平成 17 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、企業年金等の通算措置(ポータビリティの拡充)の細部については、別紙「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則」によることとしたので、遺憾のないように取り扱われたい。

(別紙)

企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則

第1 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「法」という。)第144条の3又は第165条の規定による厚生年金基金間又は厚生年金基金・企業年金連合会間の脱退一時金相当額の移換等について

- 1 法第144条の3第1項の甲基金及び乙基金の規約においては、次に掲げる事項を定めること。
 - (1) 乙基金へ権利義務を移転する甲基金の中途脱退者(法第144条の3第1項に規定する中途脱退者(規約で定める加算年金を受けるための要件のうち、必要な加算適用加入員期間を満たす者を除く。))をいう。第2の1の(1)、第5の2の(3)及び第6の1の(1)において同じ。)に係る権利義務のうち甲基金から乙基金へ引き継ぐものの算定方法
 - (2) 権利義務の移転承継に伴い甲基金の年金給付等積立金を乙基金へ移換する旨及び当該年金給付等積立金のうち代行部分に充当する部分の算定方法
- 2 厚生年金基金(以下「基金」という。)が法附則第32条第1項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号。第6の1において「平成16年改正法」という。)第8条の規定による改正前の法附則第30条第1項の認可を受けている基金(以下「将来返上基金」という。)である場合にあっては、当該将来返上基金は、他の基金及び企業年金連合会(以下「連合会」という。)から、老齢年金給付の支給に関する権利義務の承継並びに脱退一時金相当額及び年金給付等積立金の移換を受けることはできないこと。
- 3 将来返上基金から他の基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合は、法第132条第2項に規定する額を超える部分に限り、移転するものであること。
- 4 基金が他の基金から老齢年金給付の支給に関する権利義務の承継を受ける場合において、当該権利義務が承継される者に係る当該他の基金の加入員であった期間に係る給付の額の算定方法を変更し、当該期間に係る給付水準が下がることとなる場合にあっては、基金は、当該権利義務が承継される者の減額になる旨の同意を得なければならないこと。

第2 加入員又は加入者の資格を喪失又は取得した者に説明する事項について

- 1 加入員又は加入者の資格を喪失した者(以下「資格喪失者」という。)に説明する事項
 - (1) 基金又は確定給付企業年金の資格喪失者(中途脱退者(基金の中途脱退者又は確定給付企業年金の中途脱退者(確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)第50条の2第1項に規定する中途脱退者をいう。))をいう。第5の2の(3)及び第6の1の(1)を除き、以下同じ。)である場合に限る。)である場合
基金又は確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法(平成13年法律第

50号)第29条第1項に規定する事業主等をいう。以下同じ。)は、以下に掲げる事項を資格喪失者に説明すること。(厚生年金基金令(昭和41年政令第324号)第55条の2第1項、確定給付企業年金法施行令第50条の4第1項、第65条の7第1項、第93条第1項若しくは第3項、厚生年金基金規則(昭和41年厚生省令第34号)第74条の2第1項又は確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)第89条の5第1項、第104条の4第1項、第142条第1項若しくは第3項)

移換申出期限

脱退一時金相当額(確定給付企業年金の資格喪失者が負担した掛金がある場合にあっては、当該負担した掛金の合計額に相当する額(以下「本人拠出相当額」という。)を含む。)及びその算定の基礎となった期間(以下「算定基礎期間」という。)

資格喪失者は、次の場合に依じて、それぞれ次の選択肢を有すること。

ア 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であって、再就職先の事業所が基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ当該制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合又は当該事業所が確定拠出年金を実施している場合 当該事業所が実施する企業年金制度(基金、確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金をいう。以下同じ。)又は連合会への脱退一時金相当額の移換及び脱退一時金の受給

イ 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であって、再就職先の事業所が基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ当該制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがない場合 連合会への脱退一時金相当額の移換及び脱退一時金の受給

ウ 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であって、再就職先の事業所が企業年金制度を実施していない場合、資格を喪失した日から1年以内に再就職しなかった場合又は国民年金の第1号被保険者になった場合 次の場合に依じ、それぞれ次の選択肢

(ア) 個人型確定拠出年金の加入者になった場合 連合会又は国民年金基金連合会への脱退一時金相当額の移換及び脱退一時金の受給

(イ) 個人型確定拠出年金に加入しない場合(個人型確定拠出年金の運用指図者である場合を含む。) 連合会への脱退一時金相当額の移換及び脱退一時金の受給

エ 資格を喪失した日から1年以内に基金の老齢年金給付の受給権を取得することとなる者である場合にあっては、その旨及び受給権を取得する日までの間に他の企業年金制度、連合会若しくは国民年金基金連合会への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給が行われなかった場合は、当該基金から老齢年金給付又は一時金たる給付を支給することとなる旨

連合会及び国民年金基金連合会の制度の概要、手数料及び連絡先

次の場合に応じ、それぞれ次に掲げる事項を規約で定めている場合にあっては、その旨。

ア 資格喪失者が加入員又は加入者の資格を喪失した制度（以下「資格喪失制度」という。）が基金である場合 資格喪失者は、資格を喪失した時において次のいずれかを選択すること及び（ア）c又は（イ）bを選択した者が移換申出期限内に再就職先の事業所が実施する企業年金制度、連合会若しくは国民年金基金連合会への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を希望する場合は、その旨を移換申出期限内に申し出なければならないこと。

（ア） 当該資格喪失制度の規約に基づき、連合会へ老齢年金給付の支給に関する義務を移転する者である場合

a 速やかに連合会への老齢年金給付の支給に関する義務の移転及び脱退一時金の受給を行うこと。

b 速やかに連合会への老齢年金給付の支給に関する義務の移転及び脱退一時金相当額の移換を行うこと。

c 資格を喪失した日から1年を経過した時に連合会への老齢年金給付の支給に関する義務の移転及び脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を行うこと。

（イ）（ア）に掲げる者以外のものであって、当該資格喪失制度の規約に基づき、資格を喪失した時に脱退一時金を支給するものである場合

a 速やかに脱退一時金の受給を行うこと。

b 資格を喪失した日から1年を経過した時に脱退一時金の受給を行うこと。

イ 資格喪失制度が確定給付企業年金である場合 資格喪失者は、資格を喪失した時において次のいずれかを選択すること及び（ウ）を選択した者が移換申出期限内に再就職先の事業所が実施する企業年金制度、連合会若しくは国民年金基金連合会への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を希望する場合は、その旨を移換申出期限内に申し出なければならないこと。

（ア） 速やかに脱退一時金を受給すること。

（イ） 速やかに連合会への脱退一時金相当額の移換を行うこと。

（ウ） 資格を喪失した日から1年を経過した時に連合会への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を行うこと。

退職に伴い資格を喪失した者が脱退一時金の受給を選択する場合は、退職所得の取扱いとなり退職所得控除が適用されること。

また、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金から基金又は確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること。

（2） 企業型確定拠出年金の資格喪失者である場合

企業型確定拠出年金を実施する事業主は、資格喪失者は資格を喪失した日の属す

る月の翌月から起算して6月以内に確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第80条から第82条までの規定により他の企業型確定拠出年金又は国民年金基金連合会へ個人別管理資産を移換する旨の申出をしなければならないこと並びに当該申出をしない場合にあつては、同法第83条の規定により個人別管理資産は国民年金基金連合会に自動的に移換されること、当該移換に係る手数料及び年金資産を運用できず、十分な年金額を確保できなくなること等の取扱について、当該資格喪失者に説明すること。（確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）第46条の2）

2 加入員又は加入者の資格を取得した者（以下「資格取得者」という。）に説明する事項

（1） 基金又は確定給付企業年金の資格取得者である場合

基金又は事業主等は、以下に掲げる事項を資格取得者に説明すること。（厚生年金基金令第55条の2第2項若しくは第4項、確定給付企業年金法施行令第50条の4第2項、第93条第2項若しくは第4項、厚生年金基金規則第74条の2第2項若しくは第4項又は確定給付企業年金法施行規則第89条の5第2項、第142条第2項若しくは第4項）

基金又は確定給付企業年金の給付に関する事項

給付に関する事項には資格取得者の予想年金額を含むこと。ただし、加入時の年齢及び退職までの期間別に、当該制度におけるモデル年金額を示せばよいこととし、必ずしも資格取得者ごとに予想年金額を算定する必要はないこと。この場合において、加入時の年齢は5歳刻みで、退職までの期間は5年刻みで示すことが望ましく、また職種別に給付設計が分かれている場合にあつては、職種別のモデルを示すこと。

また、受給権を取得した時に受給権者が複数の選択肢から給付の型、支給開始年齢等を選択できる場合にあつては、最も一般的な選択肢について示せばよいこと。

基金が他の基金から老齢年金給付の支給に関する権利義務の承継を受ける場合における老齢年金給付の給付に関する事項の説明については、当該権利義務が承継される者に係る当該他の基金の加入員であった期間に係る給付の額の算定方法を変更する場合にあつては、その旨を資格取得者へ説明すること。

移換申出期限及び当該申出の手続

移換申出の手続は、資格取得者が移換元の基金、確定給付企業年金又は連合会（以下「移換元制度」という。）に対して行うこと。ただし、連合会から移換を受ける場合において、当該資格取得者が加入員又は加入者の資格を取得した制度（以下「資格取得制度」という。）があらかじめ連合会へ登録している制度である場合にあつては、当該資格取得制度に対して申し出ること。

移換元制度に申し出る場合において、移換する意向がある者に対しては、資格取得制度の名称、資産管理運用機関名、連絡先等、移換元制度が脱退一時金相当額又は年金給付等積立金若しくは積立金（以下「脱退一時金相当額等」という。）を移換するために必要な事項について、当該資格取得者に情報を提供すること。

基金の老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる期間又は確定給付企業年金

の加入者期間に算入する期間及びその算定方法

当該期間を示す場合は、移換する脱退一時金相当額等の額及び移換時の年齢別にその期間を示せばよいこととし、必ずしも資格取得者ごとに具体的な期間を算定する必要はないこと。この場合において、移換する額は少なくとも50万円刻みで、移換時の年齢は5歳刻みで示すことが望ましいこと。

また、キャッシュバランスプランを実施していること等により、当該期間を給付の額の算定の基礎となる期間には通算しない場合であっても、老齢年金給付又は老齢給付金等の受給権の有無の判断に使用する期間には通算する必要があるので、当該期間を資格取得者に説明する必要があること。

資格取得制度の加入員期間又は加入者期間が1年未満である者については脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を通算しない旨を規約に定めている場合にあつては、その旨及びその概要

確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金（確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けた連合会を含む。）から基金へ脱退一時金相当額又は積立金を移換した場合にあつては、給付時に課税されることとなること。

制度の変更を検討している場合であつてその変更内容等を加入員、加入者又は受給権者に説明している場合にあつては、それと同様の内容。

(2) 確定拠出年金の資格取得者である場合

企業型確定拠出年金を実施する事業主及び国民年金基金連合会は、次に掲げる事項を資格取得者に説明すること。（確定拠出年金法施行令第25条（同令第38条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）第30条の2（同令第59条第2項の規定により準用する場合を含む。））

移換申出期限

通算加入者等期間に算入する期間及び移換申出の手續

移換申出の手續は、資格取得者が移換元制度に対して行うこと。ただし、連合会から移換を受ける場合において、当該事業主又は国民年金基金連合会があらかじめ連合会へ登録している場合にあつては、当該事業主又は国民年金基金連合会に対して申し出ること。

移換元制度に申し出る場合において、移換する意向がある者に対しては、企業型記録関連運営管理機関名等、移換元制度が脱退一時金相当額等を移換するために必要な事項について、当該資格取得者に情報を提供すること。

手数料

確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金（確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けた連合会を含む。）から確定拠出年金へ脱退一時金相当額又は積立金を

移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること。

3 連合会が中途脱退者に説明する事項

連合会は、中途脱退者の求めがあったときは、以下に掲げる事項を中途脱退者に説明すること。(厚生年金基金令第55条の2第3項、確定給付企業年金法施行令第65条の7第2項、厚生年金基金規則第74条の2第3項又は確定給付企業年金法施行規則第104条の4第2項)

(1) 連合会の給付に関する事項

給付に関する事項には中途脱退者の予想年金額を含むこと。ただし、移換時の年齢別にモデル年金額を示せばよいこととし、必ずしも中途脱退者ごとに予想年金額を算定する必要はないこと。この場合において、移換時の年齢は5歳刻みで示すことが望ましいこと。

(2) 移換申出期限及び当該申出の手続

(3) 手数料

第3 脱退一時金相当額の算定基礎期間について

- 1 基金又は確定給付企業年金において、他の企業年金制度、連合会又は国民年金基金連合会へ引き継ぐ脱退一時金相当額の算定基礎期間を算定する際は、以下の取扱とすること。

算定基礎期間が、例えば、休職又は停職の期間を2分の1とするなど、時の経過に従って計算した期間に一定の率を乗ずるなどにより短縮して計算されている場合には、その短縮をしない期間により計算すること。

算定基礎期間が、例えば休職若しくは停職の期間又は掛金等を負担しなかった期間等を除外するなど、一部の期間を全く除外して計算されている場合には、その除外された期間を除いて計算すること。

- 2 基金又は確定給付企業年金(以下この号において「直前制度」という。)から確定拠出年金の企業型記録関連運営管理機関等へ中途脱退者に係る脱退一時金相当額の算定基礎期間の開始日及び終了日を提出する場合において、当該直前制度が、当該中途脱退者に係る他の基金又は確定給付企業年金(以下この号において「従前制度」という。)の脱退一時金相当額の移換を受けていた場合にあっては、従前制度における脱退一時金相当額の算定基礎期間の開始日及び終了日は、当該中途脱退者が直前制度へ申し出、これを直前制度から確定拠出年金の企業型記録関連運営管理機関等へ提出すること。

第4 連合会から企業年金制度へ積立金を移換する場合の申出について

連合会から年金給付等積立金又は積立金を企業年金制度又は国民年金基金連合会へ移換する場合であって、当該企業年金制度又は国民年金基金連合会があらかじめ連合会に登録している場合にあっては、中途脱退者等(法第165条第1項及び確定給付企業年金法第115条の4第1項の中途脱退者等をいう。以下同じ。)は当該企業年金制度又は国民年金基金連合会に対

して移換の申出を行い、これを受けて当該企業年金制度又は国民年金基金連合会から連合会へ移換の申出を行うこと。

第5 その他

- 1 基金又は確定給付企業年金が他の基金、確定給付企業年金又は連合会から脱退一時金相当額等の移換を受ける旨を規約に定める場合は、移換元制度を特定すること又は包括的に定めることのどちらでも差し支えないこと。

特定する場合において、当該移換元制度の中途脱退者のうち移換先制度の再加入者に限ることとする等、あらかじめその基準が明確になっている場合であって合理的である場合に限り、移換元制度の中途脱退者のうち一部の者のみの移換を受けることとすることも可能であること。

また、基金が当該基金の再加入者についてのみの老齢年金給付の支給に関する権利義務を連合会から承継することとする場合であって、連合会が当該再加入者に係る当該基金以外の他の基金の老齢年金給付の支給に関する義務を負っている場合にあっては、当該基金及び連合会の規約で定めるところにより、当該基金に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務のみを承継することとすることができること。この場合にあっては、法第165条第5項に規定する年金給付等積立金の移換を受けることとする場合は、当該他の基金に係る部分も併せて移換を受ける必要があること。

- 2 次に掲げる場合にあっては移換元制度から支給が行われること。
 - (1) 脱退一時金相当額等の移換を終了しない間に、中途脱退者及び中途脱退者等が死亡した場合
 - (2) 脱退一時金相当額又は年金給付等積立金の移換を終了しない間に、中途脱退者が再び移換元制度の加入員又は加入者の資格を取得した場合
 - (3) 脱退一時金相当額等の移換を終了しない間に、基金の中途脱退者又は中途脱退者等が老齢年金給付の受給権を取得した場合
 - (4) 年金給付等積立金の移換を終了しない間に、移換先の基金が将来返上基金になった場合

第6 経過措置

- 1 平成16年改正法の施行に伴い、全ての基金、確定給付企業年金又は確定拠出年金において規約の改正が必要になる事項は次のとおりであること。

- (1) 基金の中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換等については、以下のとおりであること。

当該基金の規約に基づき、連合会へ老齢年金給付の支給に関する義務を移転する者である場合

ア 移換申出期限内に脱退一時金の受給又は確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合は、基金は当該支給又は移

換を行うとともに、速やかに老齢年金給付の支給に関する義務を連合会へ移転する旨の申出を行うこと。

イ 移換申出期限内に他の基金又は連合会への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合は、速やかに、当該他の基金又は連合会への老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換を行うこと。

ウ 移換申出期限内にア又はイの申出が行われなかった場合にあっては、速やかに連合会への老齢年金給付の支給に関する義務の移転及び脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の支給を行うこと。

に掲げる者以外のものであって、当該基金の規約に基づき、資格を喪失した時に脱退一時金を支給するものである場合

ア 移換申出期限内に脱退一時金の受給又は確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合は、基金は当該支給又は移換を行うこと。

イ 移換申出期限内に他の基金への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合は、速やかに、当該他の基金への老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換を行うこと。

ウ 移換申出期限内にア又はイの申出が行われなかった場合にあっては、速やかに脱退一時金の支給を行うこと。

(2) 基金の再加入者に係る老齢年金給付の支給に関する義務の連合会からの承継については、一律に承継せず、基金の規約により、本人の申出を受けて行うこととする。

(3) 中途脱退者の申出により、基金から他の企業年金制度若しくは国民年金基金連合会又は確定給付企業年金から他の企業年金制度、連合会若しくは国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換する規定を設けること。

(4) 確定拠出年金法第54条の2第1項の規定による脱退一時金相当額等の移換に伴い必要な規定を設けること。

(5) 「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改めること。

2 1に掲げる改正事項に係る規約変更の手續が施行日に間に合わない場合にあっては、以下の取扱とすること。なお、この場合においても、遅くとも平成18年9月までに規約変更の認可又は承認の申請をすること。

(1) 基金の変更前の規約の定めにかかわらず、1の(1)のとおり取り扱うこと。

(2) 基金の変更前の規約の定めにかかわらず、再加入者の老齢年金給付の支給に関する義務を連合会から自動的に承継することはできないこと。

(3) 基金又は確定給付企業年金の変更前の規約の定めにかかわらず、中途脱退者の申出があった場合は、他の企業年金制度、連合会又は国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換すること(他の基金又は確定給付企業年金へ移換する場合は、当該他の基金又は確定給付企業年金の規約において脱退一時金相当額の移換を受ける旨が定

められている場合に限る。)

- (4) 確定拠出年金の変更前の規約の定めにかかわらず、中途脱退者等の申出があった場合は、確定拠出年金は脱退一時金相当額等の移換を受けること。
 - (5) 変更前の規約の定めにかかわらず、「厚生年金基金連合会」とあるのは「企業年金連合会」として取り扱うこと。
- 3 基金の規約の定めにかかわらず、施行日前に既に基金の再加入者となっている者（以下「既再加入者」という。）が、施行日後に再び当該基金の加入員の資格を喪失した時（中途脱退者である場合に限る。）は、当該基金が厚生年金基金連合会から承継した基本加算年金額に相当する部分及び一時金たる給付については、厚生年金基金の設立要件について（平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号）第2の4の(4)の規定にかかわらず脱退一時金として支給し、又は当該既再加入者の申出により他の企業型年金制度、連合会又は国民年金基金連合会へ移換すること。